

第七回国会 衆議院 通商産業委員会公聴会議録第一号

昭和二十五年二月九日(木曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 大野 伴陸君
理事 神田 博君 理事 小金 義照君
理事 谷雄太郎君 理事 村上 勇君
理事 今澄 勇君 理事 有田 喜一君
理事 山手 藤男君
阿左美廣治君 岩川 與助君
門脇勝太郎君 關内 正一君
多武良哲三君 中村 幸八君
福田 篤泰君 福田 一君
前田 正男君 加藤 鏡造君
高橋清治郎君 柳原 三郎君
伊藤 憲一君 田代 文久君
河野 金昇君

出席公述人

福岡県知事 栗田 數雄君
福岡県合衆 井上 馨君
福岡県議員 杉本 勝次君
福岡県直方市長 行實重十郎君
長崎県高島町長 福崎 俊多君
門司鉄道局長 齊藤卯之吉君
熊本県農地 小山 正時君
熊本県農務局長 中澤 安藏君
熊本県農務所長 小西 春雄君
九州石炭株 小西 春雄君
北九州石炭株 藤江 正泰君
式会社社長 藤江 正泰君
日本炭鉱労働組 漆原 光國君
合衆炭産部長 漆原 光國君
北海炭産部長 萬仲餘所治君
株式會社常務 萬仲餘所治君

常盤炭産株 大越 新君
式会社社長 吉光 實君
日本炭鉱労働組 佐野秀之助君
合衆炭産部長 山田 穰君
議事録 名譽教授 田中 二郎君
九州大学工 山田 穰君
学部教授 二 郎君
東京大学法 田中 二郎君
学部教授 目黒 清雄君
建設省河川局長 吉田章一郎君
小野田炭産 上田 十一君
總務部長 岸川 清次君
神原炭産副取 飛松 英助君
佐賀県大町町長 飛松 英助君
大蔵財務 飛松 英助君
協同炭産 飛松 英助君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君
専門員 大石 主計君
専門員 越田 清七君

本日の会議に付した事件
特別被害復旧臨時措置法案について

○神田委員長代理 これより通商産業
委員会の公聴会を開会いたします。

この際公述人各位に対して一言御挨拶
を申し上げます。本委員会が、特別
被害復旧臨時措置法案の審査にあた
りまして、特に公聴会を開いて利害関係
者及び学識経験者その他一般の方々よ
り、広く意見を聞くことといたしまし
たのは、御承知の通り本法律案は、戦
時中の銀行出炭に基因して発生した特
別の被害を、急速かつ計画的に復旧す
ることによりまして、公共の福祉を確

保し、あわせて石炭産業の健全なる発
達に資するための制度を設ける必要の
ものと、前第六回臨時国会に政府より
提出せられたのでありますが、これが
国会提出に至る過程におきまして、
特別被害復旧費の調達方式、すなわち
従来の配炭公団のプール資金制度にか
わるべき新しい財源措置をめぐりまし
て、特別被害の被害者を初めとした
しまして、関係者間の懸念と焦慮は、
きわめて深刻なるものがあり、これが
法的措置として国会に提出されま
すや、院の内部におきましては幾多の論
議が展開され、また国民の各層におき
ましては、賛否の意見が活潑に繰り返
されておつたのであります。

かかる情況下におきまして、本委員
会は本法草案の取扱いに慎重を期し、
前国会におきましては、会期の短少時
の關係もあり、審議を終了するに至ら
なかつた次第であります。政府におき
ましては、可及的に従来の線を踏襲
し、すみやかに法的措置を講ずること
といたしまして、事の緊急性にかんが
み、今次第七回国会に再び提出せられ
たのであります。本委員会としていた
しては、以上の経緯と、本案の重要性
にかんがみまして、審査方針を慎重に
協議いたしました結果、各党派を通じ
まして意見の一致を見、まず本年一月
初旬、七日間にわたりまして各派の代
表委員をもつて編成いたしました調査
団を派遣し、山口及び福岡両県下にお
ける被害状況を、実地に調査いたしました
のであります。今回は本案の審査に

広く国民の輿論を反映せしめるとも
に、本案に切実な利害関係を有せられ
る方々、並びに本案に対して意見を有
せられる学識経験者、その他一般の方
の御意見を拜聴することによりまし
て、本委員会の本案審査に万全を期す
るため、本日及び明日二日間におたり
まして、二十二名の、それらの代表
の方々の御出席を煩わしまして、公聴
会を開会いたすことと相なつた次第で
あります。

公述人各位におかれましては、御多
忙中の貴重な時間をさいて御出席くだ
され、委員長といたしまして厚くお礼
を申し上げますとともに、以上申し
上げました公聴会開会の趣旨を御了察
の上、特別被害復旧臨時措置法案につ
きまして、それらの御立場より、ま
たあらゆる角度から、十分に忌憚なき
御意見を御開陳くださるようお願いいた
しておきます。

次に、議事の進め方について、念の
ため申し上げておきます。公述人の発
言順序は、原則としてお手元に差上げ
てあります名簿の順位によること、但
し、必要ある場合には、委員長におい
て随時変更し得ること、本日は被害者
代表、特別被害関係炭産代表、一般炭
産代表計十四名の方より御意見を聴
くこと、但し、特別の必要あるとき
は、その他の公述人より御発言を願
うこと、なお、本日発言予定以外の公
述人各位も、御多用のところ恐縮で
はありますが、御意見の重複を避ける
意味におきまして、他の公述人の方の

御意見をお聞きになることも、御参考
にならうかとも思いますので、万障お
繰り合せの上、御清席のほどをお願い
いたします。公述人各位の発言時間
は、おおむね二十分以内とすること、
御発言はその都度委員長より御指名申
し上げること、御発言は発言台で御願
いすること、御発言の際には必ず御職
業と、お名前をお述べいただくこと、
なお、衆議院規則によりまして、公述
人の発言は、その意見を聞くこととする
事件の範圍を越えてはならないこと、
また公述人は委員に対して質疑をする
ことはできないことと相なつておりま
す。以上、お含み置きを願つておきま
す。

それでは、まず被害農民代表、栗田
數雄君より御発言をお願いいたしま
す。
○栗田公述人 私は、福岡県下の炭害
被害関係六十二市町村をもつて結成い
たしております被害者代表の栗田でござ
います。

炭鉱の難行採炭が原因となつた地上
の悲惨な状態につきましては、先ごろ
国会より特別委員の方が現地においで
くださりまして、被害地の一部を親し
く御踏査願ひましたので、被害の事情
は大体御承知のことと存じますが、被
害者の苦しい現状をもう一度お聞き願
ひまして、皆様の御参考供にしたいと
存じます。
福岡県におきましては、炭鉱の難行
採炭により、耕地が陥落し、水浸また
は傾斜のために、甚大な損害をこうむ

つておる面積が、約一万三千町歩に及んで、二十三年九月の閣議に報告せられた関係炭鉱の明瞭なるものは、そのうち一万一千三百町歩であります。これらの耕地は、主として田面であり、一部は、一村のすべてにわたつておる場合が多く、すなわちこれら炭鉱が国の至上命令により、強行採炭を行つた特殊地域であつたために、その被害農民は、一般の人々の想像も及ばない苦境に立たせられておるのであります。一例を私の村にとつてみますと、祖先伝来の美田が、三百六十二町歩のうち三百三十二町歩、九割が被害を受け、そのうち水没田が二百二町歩、不安定耕地が百三十町歩であり、残りの耕地は、すなわち被害を受けられない面積は、地味の良い三十町歩にすぎません。またこの村では、専業の農家が三百三十戸で、一戸当たり平均耕作面積は一町二反歩であつたものが、現在ではその四分の一、すなわち二反七畝平均となつた結果は、日常の生活において、ようやく一年中の食糧を確保し得るものが百三十七戸、一部保有農家が百九十三戸であり、田植え、田の草取り等をいたしまして、粒々辛苦してつくりながら、一粒の米もできずして、前年に引續いて配給を受けねばならぬ農家が十三戸もあるというが、ごとき事態で、そのさんたんたる状況は、おそらく全国の農民において想像もつきかねる事実であらうと思ひます。かかる事態に陥らぬために、私どもは炭鉱業者とも連絡して、過去における被害地については、これまで被害の安定した地域三十町歩を復旧する等、努力を盡しましたが、このたびの強行採炭によつて再び水没する

がごとき箇所も出まして、以上のような被害を呈するに至つたのであります。かくのごとき村や部落などは、県下至るところに散在しておる実情であります。さらに家屋の被害は二万二千二百三十三戸でありまして、これらの住宅は、常時浸水しておるか、または傾斜のために、わずかの雨で浸水し、雨天の際には傾斜した屋根のどこからでも雨漏りがする惨状で、その家の主婦は長くつをはいて炊事をするというやうな状態も珍しくないでございまして。かくのごとき窮状に被害者は陥つておるのであります。ことに寒い冬の日のごときは、戸、障子がたたず、寒風が屋内に吹きすさみまして、その寒さによるえの次第であります。農家は秋になりまして、もみほし場がなくなる、商家は日々の営業ができず、安心して生活ができない。また最も寒心にあえないのは、小学校の校舎が受けた被害で、柱は傾き、壁は落ち、まどは満足にたたず、床はがた／＼の状態、危険はなほだし、多数の児童を收容しておるところに万一事故が発生すれば、まことにたいへんなこととなるのであります。幸い今日までこの地方に地震などの起らなかつたことがまだしもでありましたが、もし地震なり、暴風などの天災があれば、恐るべき悲惨事になるのであります。

次に、日常の飲料水についても、また想像以上の事態が発生いたしております。すなわち水道は土地の陥落に伴い、給水管の損傷、水圧の低下等により、給水不能の地域が續出します。また井戸も、地下水の異変により、まったく枯渇する等、至るところ

水飢饉を呈したり、または濁り水のためにその用をなさず、主婦は終日汲みにかからざるを得ないというが、ごときのみならず、もし一旦火災等があらば、ただちに防火用水に事欠くの状態であり、被害地住民は常に戦々兢兢としておる次第であります。

また道路河川についても至るところに被害が発生しております。特に梅雨時の大雨には非常に苦心をいたしております。相当の被害を受けておる炭鉱の中心炭田の遠賀川の堤防が決壊することがあれば、沿岸の耕地数千町歩は環滅し、さらに鉄道の幹線は杜絶するであらうし、人畜にも多大の損害があるばかりでなく、炭鉱自体も浸水によつて廃坑となることは必定であります。目下道路の復旧が途中で停止されておるため、交通上非常な苦勞をいたしております。極端な事例であります。遠賀郡中間町の七十戸ほどの一部落のごときは三本の県道、幹線道路の全部が陥落して、車馬の交通まったく杜絶えたため、目下供出米の出荷指令を受けながら供出も出来ずにおり、家計にはなほだし苦痛を與へてゐる現状であります。

このように物質的な困苦に悩まされるところにも、精神的な打撃をこうむつてゐる具体的な問題は、墓地の被害であります。すなわち祖先伝来の墓石が水中に没しまして、お墓参りもできない状態、そのため折々の法要や盆祭りの際には、道路より板橋をかけて水浸しのお墓に櫓の上からお参りしたり、あるいはまた墓地まで船を出して墓参するといった悲壯な事実もあり、物質上、精神上こうむる被害の苦難

は、一度この地に足を踏み入れていただけは、十分お察しがつくのでござい

ます。このような状態とならないよう、現地にあつては炭鉱に対し従来より陥落防止につき嚴重交渉を重ねていたのであります。が、戦争に負けたか、負けな

い、当時の情勢としては国家に協力しなければならぬと考へて、炭鉱が行つた強行採炭に協力して来たのであります。もちろんこれが一炭鉱、一会社のためとられた行為であるならば、決してわれ／＼は協力しなかつたのであります。国のため炭鉱がむりをしても石炭を増産するといふので、協力を惜しまなかつたのであります。つまりわれ／＼が今までの炭害に對しがまんがまんを重ねて来たのは、炭鉱のためでなく、まづたつて国家のためでありまして、従つてこの炭害は国家全体のためでありまして、これが復旧にあつては当然国と全国の炭鉱において負担して、復旧してもらふべきものなのであります。もしもこれを国と加害炭鉱のみにて負担し復旧することとなれば、経済再建の途上、企業合理化の進められてゐる今日、加害炭鉱の負担はあまりにも大き過ぎてむりであらうし、またわれ／＼としても確実に復旧して損害の補償を行つてもらへるかどうかという不安を持たざるを得ないのであります。このゆゑに政府におかれましては、一昨二十三年行政措置をもつて、全国炭鉱より炭価の一部をプールし、その資金を公共事業費予算に見込み、被害地及び被害物件の一部復旧に着手せられましたので、われ／＼被害

者としては一応慰肩を開いたところが、昨年九月半ばにして、配炭公団の廃止に伴い、右のプールに資金は消滅し、ために復旧事業はまづたつて中止のやむなきに至りました。過去において被害地の炭鉱経営者のほとんどが、全国屈指の大資本家でありまして、被害者もある程度の信用を置き安心しておりましたが、戦後における財閥の解体等により、まづたつて信用がなくなつてしまつた。その結果として被害地住民のわれ／＼被害者は非常に動搖して、ついに過激な言動や行動が各地方に起り、破壊的な思想がうやうやあらんとしております。これらに運動な行動は、被害民としてもまた炭鉱業者としても、決して利益となることとなく、かえつて損失の多いことは十分わかつておりますが、被害地の復旧対策が確立しない限り、これを阻止する道がないのであります。このやうな状況は直接、間接に炭鉱の操業にも影響を與へておりました。一般には炭鉱は地下作業を主とするものでありますから、地上権者とは何らかのかわりもないように思われますが、実際には地上権者の理解と協力がなくしては、事業の成績はあがらないものであります。これは、業者の十分御承知のことではあります。

以上の観点よりいたしまして、われわれ被害者は、ここに政府の提案せられてゐる特別炭害復旧臨時措置法案、すなわち被害者を犠牲とすることなく、公共の福祉を確保し、あわせて石炭産業の健全なる発達を目的とする点において、種々の論議はありましようが、占領下におけるわが国の現状としては、最も事宜を得たる適切な法案で

は、一度この地に足を踏み入れていただけは、十分お察しがつくのでござい

ます。このような状態とならないよう、現地にあつては炭鉱に対し従来より陥落防止につき嚴重交渉を重ねていたのであります。が、戦争に負けたか、負けな

い、当時の情勢としては国家に協力しなければならぬと考へて、炭鉱が行つた強行採炭に協力して来たのであります。もちろんこれが一炭鉱、一会社のためとられた行為であるならば、決してわれ／＼は協力しなかつたのであります。国のため炭鉱がむりをしても石炭を増産するといふので、協力を惜しまなかつたのであります。つまりわれ／＼が今までの炭害に對しがまんがまんを重ねて来たのは、炭鉱のためでなく、まづたつて国家のためでありまして、従つてこの炭害は国家全体のためでありまして、これが復旧にあつては当然国と全国の炭鉱において負担して、復旧してもらふべきものなのであります。もしもこれを国と加害炭鉱のみにて負担し復旧することとなれば、経済再建の途上、企業合理化の進められてゐる今日、加害炭鉱の負担はあまりにも大き過ぎてむりであらうし、またわれ／＼としても確実に復旧して損害の補償を行つてもらへるかどうかという不安を持たざるを得ないのであります。このゆゑに政府におかれましては、一昨二十三年行政措置をもつて、全国炭鉱より炭価の一部をプールし、その資金を公共事業費予算に見込み、被害地及び被害物件の一部復旧に着手せられましたので、われ／＼被害

者としては一応慰肩を開いたところが、昨年九月半ばにして、配炭公団の廃止に伴い、右のプールに資金は消滅し、ために復旧事業はまづたつて中止のやむなきに至りました。過去において被害地の炭鉱経営者のほとんどが、全国屈指の大資本家でありまして、被害者もある程度の信用を置き安心しておりましたが、戦後における財閥の解体等により、まづたつて信用がなくなつてしまつた。その結果として被害地住民のわれ／＼被害者は非常に動搖して、ついに過激な言動や行動が各地方に起り、破壊的な思想がうやうやあらんとしております。これらに運動な行動は、被害民としてもまた炭鉱業者としても、決して利益となることとなく、かえつて損失の多いことは十分わかつておりますが、被害地の復旧対策が確立しない限り、これを阻止する道がないのであります。このやうな状況は直接、間接に炭鉱の操業にも影響を與へておりました。一般には炭鉱は地下作業を主とするものでありますから、地上権者とは何らかのかわりもないように思われますが、実際には地上権者の理解と協力がなくしては、事業の成績はあがらないものであります。これは、業者の十分御承知のことではあります。

以上の観点よりいたしまして、われわれ被害者は、ここに政府の提案せられてゐる特別炭害復旧臨時措置法案、すなわち被害者を犠牲とすることなく、公共の福祉を確保し、あわせて石炭産業の健全なる発達を目的とする点において、種々の論議はありましようが、占領下におけるわが国の現状としては、最も事宜を得たる適切な法案で

は、一度この地に足を踏み入れていただけは、十分お察しがつくのでござい

ます。このような状態とならないよう、現地にあつては炭鉱に対し従来より陥落防止につき嚴重交渉を重ねていたのであります。が、戦争に負けたか、負けな

い、当時の情勢としては国家に協力しなければならぬと考へて、炭鉱が行つた強行採炭に協力して来たのであります。もちろんこれが一炭鉱、一会社のためとられた行為であるならば、決してわれ／＼は協力しなかつたのであります。国のため炭鉱がむりをしても石炭を増産するといふので、協力を惜しまなかつたのであります。つまりわれ／＼が今までの炭害に對しがまんがまんを重ねて来たのは、炭鉱のためでなく、まづたつて国家のためでありまして、従つてこの炭害は国家全体のためでありまして、これが復旧にあつては当然国と全国の炭鉱において負担して、復旧してもらふべきものなのであります。もしもこれを国と加害炭鉱のみにて負担し復旧することとなれば、経済再建の途上、企業合理化の進められてゐる今日、加害炭鉱の負担はあまりにも大き過ぎてむりであらうし、またわれ／＼としても確実に復旧して損害の補償を行つてもらへるかどうかという不安を持たざるを得ないのであります。このゆゑに政府におかれましては、一昨二十三年行政措置をもつて、全国炭鉱より炭価の一部をプールし、その資金を公共事業費予算に見込み、被害地及び被害物件の一部復旧に着手せられましたので、われ／＼被害

者としては一応慰肩を開いたところが、昨年九月半ばにして、配炭公団の廃止に伴い、右のプールに資金は消滅し、ために復旧事業はまづたつて中止のやむなきに至りました。過去において被害地の炭鉱経営者のほとんどが、全国屈指の大資本家でありまして、被害者もある程度の信用を置き安心しておりましたが、戦後における財閥の解体等により、まづたつて信用がなくなつてしまつた。その結果として被害地住民のわれ／＼被害者は非常に動搖して、ついに過激な言動や行動が各地方に起り、破壊的な思想がうやうやあらんとしております。これらに運動な行動は、被害民としてもまた炭鉱業者としても、決して利益となることとなく、かえつて損失の多いことは十分わかつておりますが、被害地の復旧対策が確立しない限り、これを阻止する道がないのであります。このやうな状況は直接、間接に炭鉱の操業にも影響を與へておりました。一般には炭鉱は地下作業を主とするものでありますから、地上権者とは何らかのかわりもないように思われますが、実際には地上権者の理解と協力がなくしては、事業の成績はあがらないものであります。これは、業者の十分御承知のことではあります。

以上の観点よりいたしまして、われわれ被害者は、ここに政府の提案せられてゐる特別炭害復旧臨時措置法案、すなわち被害者を犠牲とすることなく、公共の福祉を確保し、あわせて石炭産業の健全なる発達を目的とする点において、種々の論議はありましようが、占領下におけるわが国の現状としては、最も事宜を得たる適切な法案で

は、一度この地に足を踏み入れていただけは、十分お察しがつくのでござい

ます。このような状態とならないよう、現地にあつては炭鉱に対し従来より陥落防止につき嚴重交渉を重ねていたのであります。が、戦争に負けたか、負けな

い、当時の情勢としては国家に協力しなければならぬと考へて、炭鉱が行つた強行採炭に協力して来たのであります。もちろんこれが一炭鉱、一会社のためとられた行為であるならば、決してわれ／＼は協力しなかつたのであります。国のため炭鉱がむりをしても石炭を増産するといふので、協力を惜しまなかつたのであります。つまりわれ／＼が今までの炭害に對しがまんがまんを重ねて来たのは、炭鉱のためでなく、まづたつて国家のためでありまして、従つてこの炭害は国家全体のためでありまして、これが復旧にあつては当然国と全国の炭鉱において負担して、復旧してもらふべきものなのであります。もしもこれを国と加害炭鉱のみにて負担し復旧することとなれば、経済再建の途上、企業合理化の進められてゐる今日、加害炭鉱の負担はあまりにも大き過ぎてむりであらうし、またわれ／＼としても確実に復旧して損害の補償を行つてもらへるかどうかという不安を持たざるを得ないのであります。このゆゑに政府におかれましては、一昨二十三年行政措置をもつて、全国炭鉱より炭価の一部をプールし、その資金を公共事業費予算に見込み、被害地及び被害物件の一部復旧に着手せられましたので、われ／＼被害

者としては一応慰肩を開いたところが、昨年九月半ばにして、配炭公団の廃止に伴い、右のプールに資金は消滅し、ために復旧事業はまづたつて中止のやむなきに至りました。過去において被害地の炭鉱経営者のほとんどが、全国屈指の大資本家でありまして、被害者もある程度の信用を置き安心しておりましたが、戦後における財閥の解体等により、まづたつて信用がなくなつてしまつた。その結果として被害地住民のわれ／＼被害者は非常に動搖して、ついに過激な言動や行動が各地方に起り、破壊的な思想がうやうやあらんとしております。これらに運動な行動は、被害民としてもまた炭鉱業者としても、決して利益となることとなく、かえつて損失の多いことは十分わかつておりますが、被害地の復旧対策が確立しない限り、これを阻止する道がないのであります。このやうな状況は直接、間接に炭鉱の操業にも影響を與へておりました。一般には炭鉱は地下作業を主とするものでありますから、地上権者とは何らかのかわりもないように思われますが、実際には地上権者の理解と協力がなくしては、事業の成績はあがらないものであります。これは、業者の十分御承知のことではあります。

以上の観点よりいたしまして、われわれ被害者は、ここに政府の提案せられてゐる特別炭害復旧臨時措置法案、すなわち被害者を犠牲とすることなく、公共の福祉を確保し、あわせて石炭産業の健全なる発達を目的とする点において、種々の論議はありましようが、占領下におけるわが国の現状としては、最も事宜を得たる適切な法案で

は、一度この地に足を踏み入れていただけは、十分お察しがつくのでござい

ます。このような状態とならないよう、現地にあつては炭鉱に対し従来より陥落防止につき嚴重交渉を重ねていたのであります。が、戦争に負けたか、負けな

い、当時の情勢としては国家に協力しなければならぬと考へて、炭鉱が行つた強行採炭に協力して来たのであります。もちろんこれが一炭鉱、一会社のためとられた行為であるならば、決してわれ／＼は協力しなかつたのであります。国のため炭鉱がむりをしても石炭を増産するといふので、協力を惜しまなかつたのであります。つまりわれ／＼が今までの炭害に對しがまんがまんを重ねて来たのは、炭鉱のためでなく、まづたつて国家のためでありまして、従つてこの炭害は国家全体のためでありまして、これが復旧にあつては当然国と全国の炭鉱において負担して、復旧してもらふべきものなのであります。もしもこれを国と加害炭鉱のみにて負担し復旧することとなれば、経済再建の途上、企業合理化の進められてゐる今日、加害炭鉱の負担はあまりにも大き過ぎてむりであらうし、またわれ／＼としても確実に復旧して損害の補償を行つてもらへるかどうかという不安を持たざるを得ないのであります。このゆゑに政府におかれましては、一昨二十三年行政措置をもつて、全国炭鉱より炭価の一部をプールし、その資金を公共事業費予算に見込み、被害地及び被害物件の一部復旧に着手せられましたので、われ／＼被害

者としては一応慰肩を開いたところが、昨年九月半ばにして、配炭公団の廃止に伴い、右のプールに資金は消滅し、ために復旧事業はまづたつて中止のやむなきに至りました。過去において被害地の炭鉱経営者のほとんどが、全国屈指の大資本家でありまして、被害者もある程度の信用を置き安心しておりましたが、戦後における財閥の解体等により、まづたつて信用がなくなつてしまつた。その結果として被害地住民のわれ／＼被害者は非常に動搖して、ついに過激な言動や行動が各地方に起り、破壊的な思想がうやうやあらんとしております。これらに運動な行動は、被害民としてもまた炭鉱業者としても、決して利益となることとなく、かえつて損失の多いことは十分わかつておりますが、被害地の復旧対策が確立しない限り、これを阻止する道がないのであります。このやうな状況は直接、間接に炭鉱の操業にも影響を與へておりました。一般には炭鉱は地下作業を主とするものでありますから、地上権者とは何らかのかわりもないように思われますが、実際には地上権者の理解と協力がなくしては、事業の成績はあがらないものであります。これは、業者の十分御承知のことではあります。

以上の観点よりいたしまして、われわれ被害者は、ここに政府の提案せられてゐる特別炭害復旧臨時措置法案、すなわち被害者を犠牲とすることなく、公共の福祉を確保し、あわせて石炭産業の健全なる発達を目的とする点において、種々の論議はありましようが、占領下におけるわが国の現状としては、最も事宜を得たる適切な法案で

あると信ずるものであります。願わくば急速に御審議を願ひ、一日も早く国会を通過せしめられ、福岡県下百万人の被害者がこうむつてゐる苦惱、不安、その他あらゆる物質的、精神的困難を一日も早く取除き、われわれを救済していただきたく、ここに懇願申し上げる次第であります。

聞くところによれば、一部の炭鉱業者においては、本法案に反対して審議を阻止せられてゐる由であります。不幸にしてそれらの業者が、過去における多くの事例に見るごとく、我利我利の資本家的観念に徹し、困苦に悩む被害者を踏みつけ、人は倒れても自分の利益を得ればよいというやうなことであるならば、まことに遺憾の上もなく、今全国の炭鉱関係の農民または地主権者は、この法律案の成行を十分に注目しておるのであります。私は全国各地のこれら関係者より激励を受けておる次第でありますことを申し添えまして、私の公述を終りたいと存じます。

○神田委員代理 次は被害者代表の都市民代表福岡県議員井上馨君。

○井上公述人 御紹介にあずかりました福岡県議会代表、県議員の井上馨であります。

この鉱害問題は福岡県政上きわめて重大なものであります。あの悲惨な状況を表示するためには、とうてい私ごとでは十分を盡し得ないのではないかと、公述人の通知を受けまして以来、日夜心痛してゐたのであります。けれども幸いにいたしまして、福岡県の鉱害については、過般衆議院の一部ではありますけれども、衆参両院の方々が御視察くださいましたので、大体御

識認得たものと承知しておるものであります。特別鉱害は戦時中、国の要請に基いて強行採炭をしたため発生した鉱害であるといふことは、いまさら申し上げる必要はないかと思ひますけれども、うわさによりまゝと、国が発令した命令は、昭和二十年六月ごろからであつたために、それ以降の分についてはのみ考慮すれば足りるのではないかという意見が、一部にあるやうであります。それはまづたゞの間違ひだといふ私は信ずるのであります。私は当時ある炭鉱の勤務部長をいたしておりました関係から、当時の事情をよく存しておるものであります。国が強行採炭を命令したのは、さきに通産委員会から送つていただきました法案関係資料中にも明記してあります。昭和十六年十二月臨時非常石炭増産運動に始まりまして、奉国石炭確保運動、石炭減産防止運動、航空機燃料増産運動、決戦必勝石炭増産運動、あるいは石炭緊急対策要綱等々、次から次へと全国民的の運動が展開したされて、石炭の増産を強く要請されて来たのであります。御承知のように、九州炭田は石炭鉱業の歴史といたしましては、最も古いものであります。すでに老練に達している関係からいたしまして、よほどむりをしない限り、急激の増産は困難な状態にあつたのであります。従つてこれまで鉱害を恐れて採掘していなかつたところ、あるいは坑内の保安上絶対に残さなければならぬとして、とつておいたところなどを採掘しなければ、急場の間にはとうてい合はなかつたのであります。これをむりやりに採掘せしめたので、かつて業者が非常に憂慮してゐたあの悲惨な、しかも広範

にわたる鉱害が発生したのであります。当時業者といつたしましても、なるべく鉱害を軽減しようといふ努力したのでありますけれども、それに必要の手だてを講ずる余裕などはほとんどなかつたのであります。この無謀な増産要請によつて、はたして予期通りの出炭ができたであらうか。大体全国における出炭量は戦前三千五百萬トン程度であつたと思ふのであります。昭和十八年五千五百萬トン台に一応上昇したのであります。その後逐次低減し、昭和二十年に至りましては、わずかに二千二百萬トンという程度に激減したのであります。他面炭価は抑制せられておりますので、ただちに業者の経営面に影響し、全国の炭鉱はひとしく赤字の累積を見るに至つたのであります。昭和二十一年ごろの欠損額は実に八十一億圓に及んでおると聞いておるのであります。この窮状を挽回するために業者は、ひとしく格段の努力を續けておるものと考えてるのであります。

特別鉱害の復旧が、きわめて重要かついかに速急を要するかは、業者もひとしく痛感するところであるといへども、かくのごとき状態においていかんとも手の下しようがないといふのは、当然のことであらうと思ふのであります。ここにおいて政府は特別鉱害発生との因果関係を考慮せられ、一昨年来一応行政措置として、これが救済策を講ぜられたものと思ふのであります。その後石炭事情の変化によりまして、わずかに一年有余にして、この制度もなくなつたのであります。昨年六月ごろ配炭会閉止のうわさが、世上流布せらるるやうになつて以来、私ど

もはいたくこれを心配いたしました。何とかして復旧工事の継続ができるやうに、常に関係方面へ陳情を續けて来たのであります。政府もまたその必要を認め、ここに本法案が国会へ提出されますことになつたと考えるものであります。過ぐる臨時国会におきましては、不幸にいたしまして、法案の成立を見なかつたのでありますけれども、今回は是非でもすみやかに審議を了していただきまして、一日も早くこの法律が公布せられんことを切に待望してやまないものであります。

私はここに特に一言申し上げたいと思ひますことは、鉱害による物質的な損害が莫大であるといふことは、もちろんでありますけれども、福岡県におきましては、この鉱害によりすでに人命の危機にさらされてゐるという事実があるものであります。私の郡内二瀬町におきましては、河川、堤防が著しく陥落しておりましたため、昨年八月の暴風雨により臨時にして、この堤防が決壊し、沿岸の住宅は千四百七十余戸が流失あるいは倒壊、浸水し、一名の死者を出し、七千三百三十余名の罹災者を出したのであります。当時町長より県知事にあつた被害の報告書の内容には、日没前のできごとであつたがために、一名の犠牲者にとどまつたことは、まことに不幸中の幸いであるといふ一文を見ました。いかに悲惨な状況であつたか、いかに二万数千の町民が、恐怖の底に巻込まれてゐたかを、余すところなくこの一文が物語つてゐると、私は信ずるのであります。報告書のごとく、もし日没後であつたといひますならば、数百、数千の死傷者が出ておつたらうと想像いた

しますときに、私どもは冷水三斗の思いをするものであります。またこの悲惨な鉱害を何とか解決したいと念じ、公述人に指定を受けた山口県民の被害者代表のごときは、病床にあるにもかかわらず、昨日参議院に公述人として出席し、ために公述後略血して入院したといふこの事実、直接沈下の鉱害でこそないけれども、これが鉱害と無関係であると考えられましようか。この類似的状況は筑豊全体、いな九州全体に広がつておるのであります。かくのごとき鉱害を、このまま放置しておいてよいではありません。被害者百余人が、この法案の成立を切望しているゆえんをどうぞ御推察をお願い申し上げます。

この席における私の立場は、被害者である県議会を代表してゐるのでありますけれども、実は私も炭鉱を佐賀県と福岡県に各一鉱ずつ、経営しておるものであります。開鉱は昭和二十年の九月でありまして、期間的にも特別鉱害とは全然関係を有しておるものではありません。しかも地理的に見まして、決して将来とも鉱害の発生するところではないのであります。従つてこの法案が成立いたしますならば、私としては当然納付金を負担し、言わば損をこうむる立場にあるものでありますけれども、この法案の二十二條を修正するがとき、勇気の持合せはないのであります。特別鉱害の復旧は、その因果関係から見まして、まさしく業者の協力によつて、また同僚愛の見地からいたしまして、相互扶助の精神をもつてやるべきであるといふことを、固く信じて疑はないのであります。九州におきまして、現業の炭鉱は二百

三

八十七銭を教えております。しかもそのうち関係炭鉱は、九十六銭でありまして、無関係炭鉱は実に百九十一銭もあるものであります。けれどもたれ一人反対している者はいないのであります。また一部に次のような意見があるやに聞きますが、九州炭田の業者は、今まで残してあつた手近かなところを採掘したために、莫大な利益を得ているという人があるそうであります。これこそまったく何かのためにせんとする考え方にすぎないと、私は断言したいのであります。当時熟練した工員は、各炭山とも次々に戦争に召集されまして、これを補うのに国民徴用令、あるいは勤労動員令等を発令いたしました。石炭採掘には全然未経験の農村人、あるいは都市のか弱い青年、これを徴用し、また朝鮮人までも動員して工員としたのであります。これがためならぬ炭鉱労働者は非常に増加し、死傷者はまた急激に上昇、あまつさえしろうと工員の作業は、その能率において極端に低下したのであります。これは掘れば掘るほど損をするという実情であつたのであります。このことはひとり九州の石炭業者だけでなく、全国の業者がひとしく体験した事実と思うのであります。これを立証するには、当時政府のつた石炭に関する価格調整補給金の制度を見ましても、明らかであると存するものであります。

ずるのであります。何とぞすみやかに本法案の審議を了せられんことを、切にお願ひ申し上げまして、私の公述を終るものであります。

○神田委員長代理 次は同じく地方公共団体代表、福岡県知事杉本勝次君。○杉本公述人 私は福岡県知事杉本であります。

県下に百五十の炭鉱を持つておる福岡県といしましては、この鉱害の問題は、県政上きわめて重要な問題であります。これがため県の機構の中にも、特に鉱害事務局という部局を持つております。また官民をまつた一九九としたる福岡県鉱害対策協議会があるものであります。この法案につきましても、前の臨時国会以来、この通産委員会におかれまして慎重に御審議をいただき、またさきには鉱害問題のための特別の調査団の御派遣をいただきまして、つぶさに現地の実状をお調べいただきましてのことに対し、私はまずもつて衷心感謝の意を表したいと存する次第であります。

いかにこの鉱害が深刻かつ悲惨なものであり、また広範囲にわたつていゝものであるかということにつきましても、すでに調査団の方々において、一応の御認識を得ていることと存じます。またさきに栗田氏の公述においてもお聞きの通りであります。またこの部屋に掲出してありますところの二十数葉の写真が、如実にこの悲惨な物語つていゝと存するのであります。本委員会におきまして、これまでいゝと論議せられた点につきましても、いささか承知しておりますが、私はこの特別鉱害の復旧についての法的措置として、この法案は最低限の線であると

以上のような理由をもちまして、私は本法案に絶対賛成を申し上げるものであります。早急に特別鉱害を復旧いたしまして、民生の安定をはかり、もつて経済の再建に臨むことは、今こそ私どもに課せられた重大な任務だと存

してこれを支持し、この法案に賛成いたしますものであります。公団プールの資金制度をもちまして、特別鉱害に対する復旧事業が取上げられまして、わずかに一年と三箇月、ようやく被褥の一面程度を復旧しただけで、昨年の九月配炭公団の廃止とともに、これが今日においてまつた工事をストップしている。もしこのプランクの状態をもつてこの事態を放任するならば、これは実に容易ならざる社会問題であるといふことを、私はここに切言いたしたいのであります。鉱害の現状のいかにさんたんたるものであるかということに耕地、河川、堤防、橋梁、道路、鉄道、上下水道、井水、宅地、建物、墓地等にわたつて、詳細に説くことは時間の関係もありまゝから、私はここに省略いたします。先ほど栗田氏の公述は主として耕地あるいは墓地にわたつての説明でありまして、この全般に及ぼすことは、なか／＼長時間を要することでありまゝ。従つてこの特別鉱害をいかに処置するか、これをいかに救済するかというところは、これはきわめて重要な深刻な問題でありまして、一たび現地を視察された方においては、ひとしくこのことを痛感されるところであると私は確信いたします。この法案に反対せられる人といへども、この点についての異議は毛頭ないことと確信するのであります。

この法案の対象とするところの特別鉱害と、通常の鉱害との区分につきましても、あとで少しくこれに触れたいと存じておりますけれども、そも／＼この特別鉱害の救済をいかなる方法でやるかというところは、いろいろなる條件あるいは職後の事情、その他複雑なる関係におきまして、簡単に論議し得ないものがあるといふことを、私も考えさせられております。第一その責任論といふことを考えてみましても、国の責任はどうか、炭業権者の責任はいかん、あるいは地元公共団体に責任があるかといふような問題につまみましては、まず国が戦力増強の必要からして、当時至上命令的に強行した採炭の跡始末であるから、全面的に国の責任である。これが復旧は国が全責任を負うべきであるという論は、一応正論であると思ふのであります。けれども、戦時補償一切打切りの線からすれば、この国の責任は解除され、国の責任は残らないという論も成立するのであります。また一般炭業権者について申せば、炭業法上の賠償責任はもちろんならざるけれども、これは原則として金銭賠償に限定せられております。現状回復の義務はないものであります。いわんや鉱害の発生を無視して、強行採炭を要請せられた点につきましても、不可抗力的な要素が加わつておられますので、炭業法上の義務第七十四條の二の規定するところの、いわゆる賠償義務をそのまま適用するわけにも行かないと思ふのであります。さらに関係の果あるいは市町村については、これはまつた被害者の立場でありまゝから、賠償責任を負うべき筋合いのものとは思ふないのであります。このように考えて来ると、責任の所在がますます問題となるのでありますけれども、かくのごとき冷い責任論をもつては、この切実なる悲惨なる特別鉱害問題の解決はできないのであります。問題の実態はここに

を、すみやかにかつ計画的に復旧するにいかにかすべきか、この社会問題をいかにするかといふことが、この法案の意図するところでありまゝ。もしこの法案に多少の欠陥があるとするならば、これをよりよく修正していただくということは、もとよりけつこうでありますけれども、今日までの復旧工事の継続に、大きな支障を来すような扱いをされたいといふことは、われ／＼としてまことに遺憾千萬であります。われ／＼の立場は、この法案をすみやかに通していただきたいという立場であります。問題は、無加害炭鉱にもひとしく納付金を課するといふ点、もつともこれは第二十二條の減免規定が関係いたしますけれども、この点が第一不都合であるという論が、強硬に一部論議せられて来ていることを承知いたしております。この議論を徹底して行く場合には、こゝういふ結論になります。すなわち納付金は加害炭鉱だけに課すべきものである。その加害炭鉱といへども、與えた鉱害の程度に依つて、納付金に厚薄をつけるというところが、そのものの徹底した行き方である。従つて無加害炭鉱は一切納付金を出さないう。復旧事業には関係しないといふことになりまして、もしこの行き方で行くならば、この法案の意図するところは、まつたく没却せられます。この法案が社会立法として、その第一條並びに第三條に公共の福祉といふことを掲げておること、まつたくその意味を失ふことになつておるのであります。言うまでもなく、鉱害の程度というものは、〇%から一〇〇%までの段階があるわけでありまゝから、この法を推し進めて行く場合、加害炭鉱だけで復

旧団を設けて、納付金をプールするといふことになりまして、結局自分の山の鉄害は、自分の山だけで復旧するといふ行き方になると思うのであります。それではたしてこの問題の解決を期待し得るであらうかと、私は憂慮いたしますのであります。以下私の議論であります。二、三の点を申し上げたいと思ふのであります。

第一点は、国の責任といふことに關連いたしまして、戦時補償打切りといふ問題についてであります。戦時補償一切打切りといふことは、本質論としては、元來むりなる原則であると思ふのであります。ただ現実には国の財政力から、他にいかようにもしようのない問題であるといふ点、その意味からのみ、この原則をやむを得ないといふとされるものでありますけれども、これが基準となつて、すべて右へならえといふことになるならば、そこにいる／＼な無理が生じて来るといふことは必至であります。國が特別鉄害のために補助をするといふことは、戦時補償の一種ではないかといふ議論もあつたとも、承つておりますけれども、これは他の一般の場合とは相当程度の区別ができるのではないかと、私は思つておるのであります。福岡県で申すならば、六十二市町村にわたつて、この鉄害は、その地方の一帶の社会的不安を醸成いたしてあります。單に個人の財産に対する補償といふようなことではありませぬ。差迫つた社会不安の除去のため、いかにするかといふ問題であり、この場合ではだけの援助を國がなすといふことは、決して筋の通らない話ではないと、私は思ふのであります。法案にもこの性格は出ていと存じております。

第二点は、無加害炭鉄の納付金負担の關係であります。私は法律的な言ひ方はしばらく別といたしまして、むしろ社会感情に訴へて、次の諸点を考へていただきたいと思ふのであります。戦時中、ことに戦争末期におきまして、北海道には八十万トンの貯炭があつたが、この石炭を本州に運搬することができない。当時機械、設備の一部と数方の労働者が九州、山口に送られて参りました。ここにむりな採炭が要請せられました。現在福岡県では全国出炭量の四〇%を出しておるのでありますけれども、戦時中は統計が示すごとく実に六〇%を引受けておつたのであります。そうしてその餘にかくのごときさんたる特別鉄害を残した。わが國すべての石炭産業に要請されたこの犠牲が、特に福岡県、山口の鉄山に重く課せられたのであつて、この復旧についての跡始末を、わが國のすべての山が力を合せて、引受けていただくことはできないものであらうか。これは戦後のことであり、一昨年のことではあります。宇部興産の沖の山炭鉄に災害が起り、炭坑が水没したときに、その復興のために業界全体として、これに対する援助を惜まなかつたと、私は確信するのであります。この問題につきましては、昨日宇部興産の上田さんから私の発言に対しての反駁はありましたけれども、私の所論は昨日においても決して間違つておつたと、私は思つておるのであります。これは私は業界が今日まで相助け、相協力して来たといふことの、一つの例としてあげたことでありまして、その問題はこの本筋に關係はありませんから、その金額が幾らであつたといふよ

うなことは、この席では申しません。大石炭企業業の性格からいたしまして、戦時中から傾斜生産方式がとられて参つておりますし、國のお世話を受けたことも、きわめて多いのであります。業界が相寄り、相助けて参つたといふことは、きわめて多かつたと、私は確信するのであります。その石炭によつて戦時中は戦力をもちこたへ、戦後は経済再建の基盤が築かれて来た。しかもそのあとにこのような慘害を残して、多くの人に迷惑をかけていることについては、國も業界も及ぶだけの力を貸して、その復旧を援助しようといふような素直な考え方が願わしいと、私は思う次第であります。原因は完全な戦時統制経済時代のものではあり、しかもこれを解決しようといふ現在、自由経済の今日であります。従つてそこにいる／＼問題があり、利害の対立が出て参つておりますけれども、今後といへども業界としては共同の利害を主張し、相協力して起つべきところの場合が、必ずあるべきであると思ひます。

憲法論については、別に専門家の公述もある由でありますので、私はさしひかえたいと思ひますけれども、私としては、憲法論についても遠慮論はあり得ないと、確信しておるのであります。私は必ずしも憲法論についてはしるうとはありません。はなはだ失礼な言ひ方でありませぬけれども、私も数壇に立つておつたときに憲法論を講じ、また二十一年、この新憲法の制定当時におきましては、衆議院に議席を占めておつた者として、憲法論に持つて、この特別委員の末席をけがしておつた者といひまして、憲法論につきましては多少の考えは持つておるつもりであります。私の考えからするならば、この問題は憲法論にかゝることではないと確信いたしておるのであります。以上述べたような事実からしても、十分説明がつくと考えます。また生きた政治としては、なおさら問題ではないと思ひ、あるいは、農たえば農業の問題につきましては、農業共済組合の強制加入というやうな場合には、いつも憲法論が出て参ります。私はこの点に關連いたしまして、憲法論はあり得ないと考えておる。その立場をここに一言いたしておくとどめたいと思ひます。

次に一般鉄害と特別鉄害の区分につきまして、これは専門家からの公述があると思ひますが、私としてはこのことだけは申し上げておいて間違ひはないと思ひます。昨日の参議院においての公述において、青山教授のお話がありましたけれども、それは私が考へておつたこととまったく同じであります。大体においての見当では、特別鉄害と一般鉄害についての区別はつくはずである。しかしながら学術的な正確さをもつて、この部分が一般鉄害である、この部分が特別鉄害であるといふことが困難な場合が必ずあると思ひます。しかしながら大体の見当においては、決して間違ひがありませんので、この特別鉄害の認定については、第三條の審議会が認定にあたつて、厳正を期するといふこと。またわれ／＼が地方の被害者について述べる場合に、さういふ方々がこの特別鉄害に便乗して、一般鉄害の復旧をも希望するといふことのないように、指導する必要があると思ひます。なおこの点は現地御視察の際にも、十分御説明はいたしておきましたので、今日あまり誤解はないかと思ひますけれども、なお次の点からも御了承をいただき得ると存じております。すなわち一昨年九月の、關係各省の福岡県鉄害復旧費共同調査によりまして、その数字が出ております。その福岡県の鉄害復旧費総額として百三十億圓が出ておりますが、そのうち八十九億圓は、いわゆる特別鉄害であるといふことになつております。福岡県のだけで八十九億圓。九州、山口の分を加えたものは九十八億圓を査定されておりますが、これを今回の数字においては大体五十億圓と押えてあるやうであります。これらはよほどの圧縮と言わねばなりません。この点からいひましたとしても、特別鉄害に便乗して一般鉄害の復旧をやるという余地は、まったくないものと私は思ふのであります。

以上をもつて私の公述を終ります。わ／＼は戦時中の戦力増強、戦後の経済再建のために、多くの犠牲を拂つて参つたのであります。もとより國のために奉仕することはわれ／＼の素志であり、本懐であります。しかしながらその後の措置について、跡始末に於いて、國も國民もひとしく考へてもらわねばならないと思ふのであります。当時の政府が何を約束したかといふことを、今日ここで申すのではありませぬ。観点をかえて、この災害の認識の上に、社会問題化しておるところの現地の不安の除去のために、また新しい公共の福祉のために、また國民経済復興の名において、早急にこの解決をお願いしたいと存するのであります。本法案は右の見地からして、き

わめて重要な社会立法であると信じまして、これが成立を福岡県被害民百万の熱望をもつて、私は強く要望いたします次第であります。

○神田委員長代理 次は同じく福岡県直方市長、行實重十郎君。

○行實公述人　私が御指名を受けました直方市長行實でございます。

本公述に先立ちまして、一言御礼を申し上げたいと思つてあります。過般は年の初めの屠蘇の香もまだ消えやらぬ三日から、遠く九州の地まで、本法案の重要性を認められまして、わざわざ被害地を、風雪の中を数日にわたる親しく御視察をかたじけのないたし、今また私どもを召されまして、つづさに飢害の実情をお聞きくださるこの機会を與えてくださったことを、衷心からお礼を申し上げたいと思つてあります。

御視察の際に私どもにお話ぐださいましたお言葉の中に、この被害は何としましてあげねばというあの御親切なお言葉が、今なお耳に残つておるのであります。この意味におきまして、御視察の結果を一応は思ひ出していただきたい。かように考えておるのであります。見渡す限り田も畑も一面の湖水となつて、水の中に墓地がぼつかり浮び上つておるその状態を。従つてその水没のために三方も四方も道がなくなりまして、交通が完全にできない、わずかに農道によつて行きかいしておるあの悲惨な、哀れなありさまを。さらにまた井水は枯渇して、飲むに水がないために、川の水を汲み上げて、日常の糧にしておる実態を。さらに学校を見ていただいても、軒は傾き、窓はあけつばなし、ねじれておればねじれたまま

まなこのありさまを。かようなありさまの中におります被害農家も、供出の面に置きましては、黙々として國家の要請にこたえ、車を通す道がなければならぬと懸命になつておるのであります。さきに公述されましたお方の仰せられる通り、県下においても一万三千三百有余町歩の被害地がありまして、これがために收穫の欠損を生じておりますのが、五十七万余町歩になつておるのが、五十万有餘の家といつたしまして軒が傾き、戸が倒れておる家屋が、二万三千余戸に及んでおる。この被害の實情を御視察くださいました先生方から、さだめて御報告はあつたことと思ひますが、どうかこうしたいことを一応思ひ出していただきたいと思つてあります。この中にあります被害者が、一日千秋の思ひで本法案の成立を一つの救ひ神のごとくにして、待ちこがれておることを想像していただきたいと思つてあります。この法案が成立して、すみやかに復旧をしてもらいましたところが、特別に被害者が利益を受くるということはあり得ないのであります。しかるにうわさに聞きますと、何か陥落成金ができたとかいうようなことがあります。放言せられる無責任な人もあるそうではあります。これはもつてのほかのことでありまして、一生懸命に被害者が炭鉱に、國家にお願いいたしましたも、前の状態よりも、さらによくしてくださいということをお願いしても、決して認めてくださるはずはないのであります。ようやくいれて、復旧をしてくださつても、前の通りになれば、ほんとうにようやくのことでありまして、

この帳んでおります被害民の気持ちをくまずして、そういうことのために被害者が利益を得るといふようなことは、一応取消していた方がいいと思ひます。こうして被害者がこの地下資源開発のために困つておる原因は、地下の物件が被探掘をすれば、必ずや地上の物件が被害をこうむるということ、初めからわかり切つておるのでありますが、それに対しての対策が一つも講じてないのであります。国家は資源開発を資本家に命じまして、第三者が必然的にこゝろむる被害復旧の責任を、計算高く、資金と利益關係に支配されます業者にまかして、第三者の保護に何らの考慮が施されてないことは、まことに私どもの遺憾とするところであります。

一例を申し上げますが、名前は申し上げられませんが、遠慮いたしておきますが、これは参衆議員のお方も、一応御視察くださいましたが、いかに資本家が親切に被害民に救済をしてやろう、復旧をしてやろうといひしめても、資金あるいは物資の關係その他におきまして、十分に思うようにならないことは、この一例からして御了察を願ひたいと思ふのであります。昨年の秋でありました。ある部落に参議院のお方と一緒に視察に参りましたが、その部落は、家はむろん傾いておりますが、大事なく井水が一つも出ないのであります。そうした關係で、さつき申しましたように川の水をこして飲んでおられるのであります。ところで炭鉱のお方は、これは自分の災害の關係であるから直してあげたいというて、しきりにその間に奔走されておるのでありますが、物資がない、金がない。してあ

げたけれどもただちには間に合わないといふて、非常に炭鉱のお方も困つておられたのであります。そうしたことを見ました市のお方が、これは市民に對していかにも氣の毒だということから、炭鉱の業者とお話合をいたしまして、一応市が立てかえまして水道を敷設した事実があるのであります。これは決して炭鉱の業者がしてやらぬのではありません、やれないのであります。こういうことも国家の力でやるならば、あるいはそういうことが、市の力でさえもできるものである以上、これは完全にでき得るのではないかと考えるのであります。さらにまた被害者と業者の間に、いろいろ政治上の欠陥がありましますために、被害の上でいろいろの紛争を來しておることは枚挙にいとまないのであります。これまづたく政治の欠陥であり、法の欠陥であると思ふものであります。そうした間におもしろからぬ人間が介在いたしました、そうして炭鉱も困るし被害者も困るようなことも、たまにはあるのであります。この好ましからざる風潮が、現在では百姓にも商家にも、とう／＼として全部に行き渡つておるのであります。こういう結果を生じましたことは、返す／＼も国家の責任である。私は考えるのであります。しかし私は、この問題につきましてはさらに意見がありますけれども、あまりこの問題を突き進んで申し上げますと、本問題に遠ざかるきらいがありますので、一応これはこれにとどめますが、復旧といふことは先ほども申しますように、旧態以上に直すという方法ではないのであります。第三者が不当の利益を得るといふようなことは絶対にな

いということ、御認識願いたいと思ふのであります。そうした当然第三者が復旧をしていただかなければならぬ権利があるにもかかわらず、数度にわたつて業者あるいはそれらの機関にお願いを申し上げまして復旧をしていただいた。そうした結果はおかげでよかつた、あなたのおかげでこういうふうにかつた、あなたのおかげでこういうふうにかつた、田も直りました、田も直りましたといひ、自分の権利なんといふことは毛頭考えておらず、そうして業者に、あるいは仕事をする請負人にまで頭を下げて喜んでおるのであります。この被害者の心持に比べまして、この法案に対し鉱業権者の一部に反対があるように承つておりますが、そも／＼この法案は鉱業の健全な発達をはかるとともに、半面被害者の希望にこたえ、一般公共の福祉を増進することが目的であるのであつて、業者自体も本案の趣旨を生かしまして、大乗の見地から何とか考へてもらいたいのと思ひます。たとへて言えば業者は地下資源の採掘を国家から託されておるのでありますが、この託されるにつきましては北海道も九州も、はた常磐も宇部もみな同一條件で許しておることを考へてもらわねばならぬと思うのであります。反対せられておりました無加害業者は、この九州方面の業者が、一トン当り二百円も一般鉱害に日常の負担をしており、さらにその上にこの法案の負担を負わされておるものと比較して、無加害炭鉱業者はいかに天興の恵みを受けておる境遇であるかと私は考えるのであります。この天興の條件に對して感謝してこそ至當ではないかと、極端ではありますが考へておるものであります。この法案は機軸中に國

家の強制命令によりまして起りました被害であるがゆえに、政府において当然責任を負うべきものという建前から、一昨年より政府はプール制度の行政措置によりまして、国家と業者と消費者とが直接間接にこの負担をいたしまして、関係炭鉱の責任により復旧工事を起されておつたのであります。たまたま昨年九月配炭公団の廃止によりまして、右のような行政措置ができないうことになつた関係上、それにかわるに本法案が法制されることになつたのであつて、いわばプール制度の延長であるといつても、さしつかへはないと思つたのであります。このプール制度の時代においては、全石炭業者は一人として反対する者はなく、この制度の前に業者はともに直接間接に恩恵をよく受けておつたのであると、私は信じておるものであります。このことはすでに私が申すまでもなく、業者その他一般の周知の事実であります。この時代に賛成をしておられました業者が、自由経済になつたからといつて、たちまちほこさかさまにして反対せられることは、ほんとうに被害者に同情されておるかといふことを疑うものであります。負担が直接間接なものでないならば、負担が自分負担をすることならば反対するといふことは、ほんとうの同情とはちよつと受けとりかねるような気がいたすのでございます。これをプール制度の延長であると考え直していただくことはできないものでありましようか。国家がこの鉱業に全面的に責任があることも、この被害の惨状を一日も早く復旧してやらねば、被害者に気の毒であるといふことは、業者のひとしく一致し

た御意見であるのであります。たまたまある事情において国家が全面的に負担を負ひかねるというやむを得ざる事情のもとに、業者諸公と共助の意味において、本法案にぜひ賛成してもらいたいといふことは、政府の本法案提出の初頭における説明で明らかなことである以上、

以上の通り政府においてやむを得ざる処置として、業者及び国家、さらに一部の被害者に負担をわかつて、ともかくにも一日も早く復旧に着手せんといふのが、政府の立案の本旨なのであります。口では特別鉱害について、は臨時措置法自体に対しては絶対に反対はせぬが、負担はごめんをこうむるということであるのであります。そのかわりに国家に全面負担をせよということですが、それは結果においては、政府ができないといふことを強調されることから考えまして、本法案に反対をしておられる結果となるのであります。そうしたことによりまして、困るものは私も被害者でありまして、被害者が気の毒であるといふことが、ほんとうにおわかりであるならば、この間に何とか一致点を見出し、もうわけには行かないものでありましようか。無加害炭鉱は負担には応ぜず、また一方では国家の当然負うべき負担を業者も負うてくれという国家の要望である以上は、国家が均等に地下資源の開発を託されておる業者全般にわたるものであると、互いに議論をなしておられますが、私も被害者は黙々として自己を忘れて協力しておる立場からして、絶対に本法案は通過させてもらわねばならぬのでございます。われわれ被害者といひましては、現実的に迫

られておる問題であります。これ以上業者が黙つておることは、まづたく承知できない次第であります。私も業者者に全面的に協力しておる者からいたしまして、いずれの反対業者を見ましても、宇部も北海道も常磐もわずかと申当り二十円以下の負担は、これが本法の死活になるほどの重みではないかと、私は見ておるのであります。さらにそれをそれ以上に主張するものは、要するに事業の業績をあげるための主張ではないかといふようなことをも推測されるのであります。私の知つておる範囲におきまして、筑豊炭田の業者で、トン当り二十円の負担に耐え得るかどうかと思はれるような者も、黙々として負担に耐えておるのであります。さういふ被害者の気持と、業者のただいままでの行動を静かに考えてみまして、いかに私も私どもの納得のいかないものがあります。重ねて業者諸君に私は御反省をお願いしたいと思ふのであります。この問題で業者が甲乙双方にわかれる、そうして将来ともそうした対立的な場面になると考えてみますならば、相互がこれまで結束して幾多の業績をあげました面を打ち切りまして、目前のことのみ汲々として、将来の業界の発展に資せんと思はれぬことは、実に私は悲しむべき現象であると思つたのであります。この意味において業者の反省を重ね、お願いいたします。

本法案につきまして一言申し上げたいのは例の第二十二條であります。あの減免措置の條項が実行の上において、お困りになるようなことがあるのではないかと思つたのであります。九州方面におきまして、無加害炭鉱は相

当にあるのであります。さらにまた低品位の炭鉱も同様であります。そうした炭鉱の方は主として中小炭鉱のお方で、二十円の負担が苦になるような炭鉱が多いのであります。そうした業者が今度第二十二條で通産大臣に食ひ下つたならば、この法案の実施上相当に支障を来しやせぬかと考えるのであります。但しぜひ修正してくださいといふ、強いことは考えておりませんが、一応こうした線にお考えを願ひたいと思つたのであります。

さらにこの法案がいろいろの事情のために、不成立に終ることになつたならばどうなるかといふことを、私は考えてみて、はだにあわを生ずるの思ひがするものであります。そうした結果被害者の将来は一体どうなるのでありましようか。取残された被害者もそのまゝ黙つて手をつかねて見ているものであります。私は土地柄なり、氣質柄なりをよく知つておる立場からいひまして、決してそんなことで手をつかねて見ているような人ばかりではないと思つたのであります。それを極端に言い現わしますならば、あるいは暴動化するおそれがあるのではないかと思ふのであります。しかしそうしたことは皆様の助力によりまして押えることはできましようが、心に持つております暴動の気持は、とうてい押えることができないのであります。この間にはまたおもしろからぬ空気が、その中につくられてまして、大きな社会的の騷擾になるおそれが十分にあるのであります。この結果を恨み、行政を恨み、さらに事業を恨んで、必ずや事業の上に支障が来るような結果になるのではないかと、私は非常に心配をいたしておるものであります。そうした意味におきまして私も関係の市町村におきましては、この法案には絶対絶命のものであります。是が非でも通過をさしていただいて、百万被害民の安心の行くような方法をとつていただきたい、かように考えておるものであります。さきに御視察になる前の日に、関係六十有余の市町村長が集まりまして、この法案が不成立になるようなことがあつたならば、一人々々が佐倉宗五郎になつて、どこまでも社会のため、郷土のために闘おうじやないかといふかたい決心をいたしておるのであります。そうした意味におきまして一部の人々が不平を持つてゐるから、承知せぬからといふことで、法案を修正あるいは不成立に終らせることのないように、賢明なる議員諸公の御正断を仰ぎたいと思つたのであります。その他におきましてさらに申し上げたいこともありますけれども、時間の制約もありまします。私はこれをもつて本案の無修正通過を願ひいたしまして、公述を終りたいと思ひます。

○神田委員長代理 次は同じく町村側代表、長崎県高島町長福崎俊多君。なおこの際御参考までに御注意申し上げておきます。公述人の方々に、制限時間を十分お守りしていただくようお願いしておきます。

○福岡公述人 ただいま御紹介いただきました長崎県の高島町長福崎俊多君。もうすでに十二時を過ぎておりますので、なるべく簡単に片づけるようにいたしたいと思ひます。

昨年の四月配炭公団廃止後プール資金の廃止によりまして、この鉱害復旧がどうなるかといふことが、私どもの

悩みの種であつたのでございますが、その行政措置にかゝるものとして、ここに法案が提案されましたことは、おそまきの感があります。まことに感謝感激いたしておるわけでございませう。きわめて簡単な法案のようでございませうけれども、二回、三回、五回と同を重ねて読むに従い、この法案の実に意味深長な、よくできておることに心から賛意を表するものでありまして、本案が無修正で一日も早く成立することを、念願してやまないものでございませう。なお本案の問題になつております二十二條につきまして、少し言及してみたいと思つておりますが、その以前に長崎県の離島における飢饉の事情をこゝ簡単に説明してみたいと思つてございませう。

私の島は百二十メートルの権現山といふ山を中心にして、周囲四キロのきわめて小さな島でございまして、そこに人口一万人、飢饉を受けておるところの現住民が三千四百、こういう実情でございませう。この百二十メートルの権現山が数年間に高さが二メートル低くなつておる事実はあります。科学的な測定ではございせんが、私のところで一般に申し上げておきたいと思つては、その権現山の頂上につて東の方を望めば野母半島越しにはるかに雲仙岳を望むことができたのであります。現在権現山から雲仙岳を望もうとする場合には、一間半ものはしごに上らなければ見えない事実でございます。少くとも二メートルはこの権現山が低くなつておる。この事実が家屋に、耕地にあるいは井戸にいろ／＼被害を及ぼしておることは

申すまでもないわけでございます。さらにそれよりほかにこの離島炭鉱の特殊性といひまして、至上命令によつて採炭をいたしまして結果、防災設備をしないでもボタを海底に捨てたこととございませう。すでに十萬坪にわたるところのボタが流れておることを炭鉱側でも承認しておられます。従つてその沿岸には魚族の繁殖ができないう。特に御承知の伊勢えびのごときは石の下だとか岩の穴に棲息するものであります。ボタのためにそれが埋まつておりますから、伊勢えびの棲息が全然できません。その次にわかめ、ふのり、貝類といふものは絶滅をいたしておりませう。農耕地に行けば亀裂、陥没で農作物はできない。海に行けば魚はとれないう。家に帰れば軒は傾き床は落ち、井戸に行つても水は出ない。あすの生活をだれが保証するか。それよりあすの生命をだれが保証するかというやうな非常な苦境に迫り込まれておる。この事実を一日も早く救つていただきたい。雨戸はくるものではなくて、たてていただくときに申し上げたやうに、雨戸をさ／＼とくるといふやうなことは、これは夢の夢でありまして、雨戸を一々はめたりはすたりしなればならぬに哀れな現状でございませう。

かくのごとき被害を一日も早く救つていただくためにはならぬといふことは、すでに現地御視察の折に、御承知を願つておるわけでありませう。一体この責任の帰趨をどうするか。今まで公述された方々のは、きわめてやわらかなお説でありまして、この責任の帰

趨はだれが何と言つても私も被害民の立場から考えれば、加害炭鉱が徹頭徹尾、破産をしてでも復旧をしてやらなければならぬ責任があるといふことを、ぜひ御認識を願ひたい。しかもその加害炭鉱に対して至上命令を出されたといふこと、さらにまた監督上の立場にあるところの政府が、同じやうな責任を負わねばならぬ。加害炭鉱と政府は同じにとことんまで責任を負つていただくなければならぬ。さらにはまた非加害炭鉱の問題でございませうが、非加害炭鉱は、これまで加害炭鉱と政府と同列の責任を感じなければいけない。なぜ私がそういふことを申し上げるか申しますと、戦争中から終戦後において、いづれの産業よりも最も政府の保護を受けたものであります。国民はあらゆる犠牲を忍んでおる。政府はあらゆる手を打つて石炭産業を保護してゐる。ただたゞ／＼そうした悪いことを引かなかつたといふにすぎない。加害炭鉱といふのは、悪いことを引いたのであつて、政府から同じ国民の犠牲において保護をせられた石炭産業が、加害炭鉱だとか非加害炭鉱とか言われる筋合いではない。おそろしく今年の資産の再評価においては、石炭産業が最もふくれておる。いふことを私は固く信じております。それだけ石炭産業といふのは、国民の犠牲において政府はあらゆる方法によつてこれを保護しておる。だからこの際幾百萬、幾十萬のこの炭鉱地の被害民を救うためには、加害炭鉱と非加害炭鉱とを問はず、手を合つて政府と協力して、何とかしてこれを復旧していただきたい。救つていただきたいといふ念願でございませう。

さらにまた戦時補償とこの飢饉補償との問題につきまして、一言言及してみたいと思つてございませう。私も二十年の長崎におけるところの原子爆弾において全焼した一人でございます。その年にはしらみがわく、何も着がえない、草履をはいて登庁するといふやうな、きわめてあつた生活にいたしましたが、あの焼かれた直後におけるところの心理状態は、やれ、これですつぱりした、あすから空襲があつても荷物を持ち出す必要はない、こ

ういう気持でありました。それは私の戦争に対する協力の気持が、はつきりしておつたのであります。けれども、これに對しては、もう決して家を建ててください、家財道具を返してくださいといふことは申しません。しかしながらこの飢饉はいつの間にか知らぬうちに働けど／＼生活は苦しくなつて行くといふやうに、地力は減退して行く。いつの間にか床が落ちて行く。雨戸は動かなくなる。床が落ちて行く。こうした被害が次から次に起つて来るのを平気で見ておられるか。どうして私は見えておることはできない。なるほどそうした飢饉地の被害民も息子を戦争に出しました。娘も徴用に出しました。しかしながら私の家は倒れても、私の農耕地が水没しても、戦争に勝とうとまでは戦争に協力してはおりません。私もはもう焼けたといつても、ああこれですつぱりした、明日からいよいよ／＼まる裸で戦争ができるぞといふ気がいたしました。しかしながら飢饉におけるところの被害民の状態は全然違ひます。もしこの問題も一日手遅れをすれば、一日大きな社会問題

化して行くことを考えますときに、更にひや／＼出るやうな感じがいたしますのでございませう。言いかえて申し上げますと、二十二年に非戦災者特別税、非戦災者家屋税の制度ができましたとき、そいういふ税金は納めきれないといふ。それではあなたは家を焼いておつた方がよいのですかといふと、家を焼くよりは税金を納めた方がよろしいといふ。何らかわりのない。非加害炭鉱はなるほど現在の事業の運営から行けば、苦しいことはよく存じておりますが、この際は大義的に日本精神の真髓であるところの隣保扶助の精神を発揮していただきたい。たゞい富士の自然美は失うとも、日本精神の真髓、日本道徳の真髓であるところの隣保扶助の精神は捨てたくない。二言目には統制を解かれると申しますが、統制が解かれるのではない。現在石炭産業再編成の時期であつて、将来には明るい見通しがあるものと、私もは承知をいたしております。どうかさういふ意味におきまして加害炭鉱、非加害炭鉱の別なく、政府と相ともに、この飢饉復旧の法案を御支持を願ひまして、一日も早くこの大きな社会問題の除去を、念願してやまないものでございませう。

なお詳細ないろ／＼の意見も持つておりますし、準備もいたしておりましたけれども、冒頭に申し上げましたやうに、時間もたいへん過ぎておりますので、以上申し上げまして、本案の一日も早く成立することを念願いたしました。て、やまないものでございませう。

○神田委員長代理 暫時休憩いたします。午後一時半より再開いたします。

午後零時二十七分休憩

午後一時五十一分開議

○神田委員長代理 休憩前に引き続き公聴会を開会いたします。

この際お語りいたします。鉄道代表の門司鉄道局施設部長藤本芳一公述人のかわりに、門司鉄道局施設部長の齋藤卯之吉君がお見えになつておりますが、藤本公述人の代理として、齋藤卯之吉君より意見を聞くことに用意するに、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。齋藤卯之吉君より意見を聞くことにいたします。鉄道代表門司鉄道局施設部長齋藤卯之吉君。

○齋藤公述人 御紹介にあずかりました門司鉄道局施設部長齋藤でございます。線路並びに建造物の鉅害について申し上げたいと思ひます。国有鉄道の鉅害につきましては、本年一月早々数日にわたりまして、通商産業委員の方の現場御視察をいただきまして、つぶさにその実情を御承知いただいたことと存じますが、私はさらに繰返しまして、九州並びに国鉄全体の特別鉅害の実体につきまして申し述べさせていただきます。

鉅害の被害地域といたしましては、九州におきましては筑豊炭田、糟屋炭田、三池炭田、唐津炭田、北松炭田それぞれ全地域にわたつております。なお宇部炭田の一部にも発生いたしております。現在線路の沈降いたしております箇所は、五十六箇所にあつておりましたが、その沈降の延長は実に七十九キロに及んでおります。被害を受けております建造物を少し申し述べさせていただきますと、橋梁におきまして、百六十七箇所、駅舎並びに建造物の被害は八十四戸に及んでおります。電線路におきまして、四千メートルに達しております。なお線路の延長と現在沈下をいたしております区間との比較をとつてみますと、筑豊炭田におきましてはその延長の二五％、上山田線におきましては二四％、篠栗線におきましては二一％、後藤寺線におきましては二七％、伊田線におきましては一七％、幸袋線におきましては五十一箇所の沈降箇所を見ても、幸袋線ははなはだしい箇所を調べてみますと、鹿児島本線の折尾、遠賀川の駅間におきまして、全延長の五八％が現在沈降しておる実情でございます。なお佐世保線の北方、高橋間におきまして、四十箇所の沈降箇所を見ても、

線路に発生いたします鉅害の状況につきましては、急速に参りますものと、徐々に来ますものと、突然陥没するものとがございまして、急速に沈降したものに七十里に及んでおります。徐々に参りますものにございまして、一箇月十五ミリア前後に及ぶものが普通でございます。なお陥没性のものにつて突然二十センチ三十センチという沈下を見る例がございまして、もう少し具体的に申し上げますと、宮田線の磯光、宮田間におきましては、鉅害による線路の沈下は、数学的に申し上げますと、建設いたしましたから現在までに七メートル五百沈降を見ておりますが、そのうち十七年以降の特別鉅害に属する沈降が二メートル三百になつております。現在これが復旧はようやく線路を汽車を通す程度に復旧いたして

おる現状でございます。従来の線路に比しまして、まだ八百ミリの降下を見ておる状態でございます。伊田線の例に見ましても、赤池の駅構内におきまして、鉅害の延長二キロ六百四十メートルございまして、十七年以降の沈降だけでも二メートル六百に達しております。現在そのうち五百ミリが工事をしておりまして、まだ従来の線路に比しまして、一メートル百の工事未完成区間を残しておるわけでございます。幸袋線におきまして、幸袋、二瀬の間におきまして、延長二キロ五百メートルにわたつて沈下を見ておりますが、建設当時からの沈降五メートル三百ミリのうち、四メートル八百ミリが特別の鉅害の対象として現在その施工済みのものは三メートル六百ミリでございます。また一メートル二百ミリの上げ足りない箇所を持つておる次第でございます。そのために二瀬の駅におきましては、昨年八月十七日ジュディス台風の際におきまして、駅舎の浸水が一メートル四百に及びまして、運輸営業停止のやむなきに至つた実情でございます。以上申し上げましたが、現在運行を辛うじてできる程度に、復旧いたしておる実情でございます。昔の建設当時の状態には、はるかに及ばない復興状態でございます。

なお突然陥没いたしました例といたしまして、昭和二十三年の六月に百五十ミリ程度の降雨に伴ひまして、幸袋線の目尾の構内におきまして、径間六メートル百の橋梁が突然三百ミリ沈下いたしました。翌十一日に再び二百ミリの沈下を見た例がございまして、次に筑豊線の遠賀川の橋梁に発生いたしま

した沈下について申し述べますと、この橋梁は特殊の橋桁、鉄道でいいますとフラット・トラスでございますが、この二百尺の橋桁を使つておりまして、その延べ連数九十二連に及び、橋梁の延べ延長七千八百尺に及んでおりますが、その沈下量現在五百ミリ前後に及んでおります。なおそのほか橋脚の不等沈下のために線路に相当の狂いが生じております。従来の慣例からいいますと、こうした大きな建造物の被害を及ぼすような例は、めつたになかつたのでありますが、戦争中の強行出炭のために、遠賀川橋梁の被害を見たとやうな実情でございまして、特別災害の最も顯著なる例ではないかと信ずるのであります。これらの沈降その他によりまして、線路に及ぼす状況は、左右の狂いはもちろん、水平の狂いも出て参ります。また線路の部分的不陸も生じて参ります。橋梁その他の建造物の変状ももちろん伴つて参ります。これらの移動は数ミリに達します。これらの列車の移動は危険な状態になりまして、これらの保守につきましては、万全の注意を要する次第であります。さらに、風雨の際におきましては、保線従事員の絶えざる注意によりまして運輸を確保している次第であります。

これらの沈降の實際運輸面に及ぼす影響につきましては、申し述べさせていただきます。現在徐行いたしております区間は二十箇所に及んでおります。これを数字的に考えてみますと、二十三年度におきまして、実際に徐行いたしました列車の数は三万七千列車に及びまして、一日約百箇列車が徐行いたしているといふ実情でございます。

す。なお二十四年度の例を見ましても七万列車が徐行をいたしております。一日約二百箇列車が徐行をいたしているといふ数字になつております。なお幸袋線その他におきまして、實際この災害のために列車の運休いたしました日を調べてみますと、延日数にいたしまして百二十二日、列車回数にいたしまして、五百三十一列車の運休停止を見ました実情であります。これらの列車の徐行並びに運休停止によりまして、間接に鉄道の受け手被害も、相当の金額に上りまして、二十四年度のみで一千数百万円の金が想像されております。従来これらの復旧工事の場合には、二十三年度以来フル資金によりまして、わずかに鉅害の復旧をやつておりますが、二十四年度九月以来フル資金の関係も、はつきりいたしません。この際われわれといたしましては、本法案の一日も早く通過いたしまして、安全なる運行を確保いたしたいと信ずるものであります。以上簡単にございまして、被害の状況を申し述べた次第であります。

○神田委員長代理 次は農林代表、熊本農地事務局局長小山正時君。

○小山公述人 私はただいま御紹介にあずかりました熊本の農地事務局長の小山であります。私は主として農地の方面から申し上げます。

第一に特別鉅害の状況であります。これにつきましては、すでに多数のお方から申し上げておりますけれども、なるべく重複を避けながら申し上げます。私どもの立場から見ると、この鉅害は一口にいうと、水のコントロールの問題であります。すなわち日本農業の一般的な特質と同じよう

に、いかに水との戦いをやるかという問題に帰着すると思ふのであります。そこでこの点を最もよく理解するため、九州及び山口も大体そうでありますが、そこにおける炭鉄業の地理的な、また人文的な、二について概略を申し上げますが、御承知のように、九州の炭鉄業、あるいは福岡を中心とする早良の炭田、あるいは大牟田、三池の炭鉄、そのほか佐賀、長崎にいたしましても、これらを通じて私どもの立場から見ても、二つの特徴が大体あると思ふのであります。その一つは、その所在するところの土地がきわめて標高が低い。これが一つ。第二には、それらの地方におけるところの雨が比較的多く降る。この二つが水という観点からいたしまして、きわめて重要な地位をなすのであります。

さらに具体的に申し上げますならば、三池の炭田、あるいは佐賀の早良の炭田、あるいは佐賀県の一部の炭田というようなのは、大体において干拓地でありまして、すなわち海をせき切りまして、通常ならば水の入るところをせき切つてやつてゐるところに、炭鉄の経営が行われてゐるのであります。従いまして満潮時にはもちろん海の下にある土地において、農耕が行われております。一方炭鉄の中心をなします遠賀川の流域にいたしまして、たとえば直方市は遠賀川の河口から約二十数キロありますが、標高は大体三メートルか四メートルというふうにいわれております。飯塚のごときに至りまして、おそらく標高は二十メートルにはならぬと思ふのであります。干拓地はもちろん、そのほかのところにおきまして、今申し上げましたよ

うに非常に標高が低い。それから一方雨量の問題はどうかといひます。大体連綿雨量二百四十ミリの達することは、そう珍しくないものであります。私どもが耕地の復旧の設計をやりますときに、大体において少くとも二百四十ミリの連綿降雨量を前提にして、水をどう処理するかというところを、計算してゐるような次第であります。いわんや台風、たとえば昨年のデラそのほかの台風のありまるときにおきまして、何百ミリというような雨が降つた場合には、ただこれだけの状態を考へてみても、きわめて危険な状態にあるということが言ひ得ると思ふのであります。

次に人文地理的に申し上げますか、そういう点から見て一つの特徴は、炭層と耕地、市街地、あるいは河川といふものが、上下の關係において重なるというところ、この事実であります。そういうところは、これは言わぬでもわかりませんが、上の方を掘ると、掘つたあとに充填が適当でない場合には、当然陥没して行くということになるのであります。しかもかような状態におきまして、これはいわば日本の一つの宿命と申しますか、そういう炭鉄あるいは農地の両方から見ますならば、あまり条件のよい所ではない所でもつて過半数の石炭を掘らなければ、日本経済の運営がやつて行けないという一つの宿命に、われわれは迫らされてゐるという、嚴然たる事実であります。かかるゆゑにこれを採掘いたします場合に、おきましては、特別の注意を拂わなければ、当然この農地あるいは市街地に災害が起るということは、想像されるのであります。悲しいことに

大東亞戦争に入りましてからの、いわゆる灌漑によりまして、この悪い方の條件ばかりが思う存分に働くような状態を現出したのであります。それに加へるに従来国の補助と県費とをもちまして、若干ずつの耕地の復旧を果はやつておつたのであります。太平洋戦争に突入りまして、昭和十七年一べんに従来の五分の一くらいに復旧面積が減つたのであります。のみならず二十年及び二十一年におきましては、全然打切つてしまつたというやうな状態になつておりました。かような状態でありながら、災害が起つて非常にひどい状態にあるというところは、言わぬでも明らかであります。かゝりましたして若干の数字を申し上げますならば、耕地につきまして特別災害と推定せられるものは、福岡県におきまして七千四百町歩、熊本県におきまして二町歩、佐賀県におきまして約三百九十町歩、長崎県におきまして約四百町歩、山口県におきまして約二百町歩、合計約千四百町歩と推定されます。そしてこの復旧費は約三十一億円と推定をされておるのであります。それから被害の態様は、これを大体二つにわけて考へることができるとあります。一つは水の過剰の問題、一つは逆に水の不足の問題であります。まず過剰の問題であります。先ほど申し上げましたやうな条件のもとに土地が陥没する。そこで排水の出来ない排水の困難を来すのであります。こういう状態の起ります一番多いのは、地盤が沈下いたしました。その結果としての地盤の沈下、大体、沈下のはなしはだいたいのところにおきましては、二メートル以上のところがあります。また沈下の結果、干

潮時におけるところの水面以下數十センチというところがあるやうな状態でありまして、かようなところにおいて排水ができないというところは当然であります。それからもう一つの排水の問題といたしましては、微粉炭が河川に流入いたしまして、それによるところの川底の隆起、それによる排水の困難というやうな問題が起つておるのであります。

次に二番目には逆に水の不足の状態でありまして、灌漑の出来ない困難の状態でありまして、これにもいろいろの形態がありますが、その一つは、ごらんになつた方はおわかりと思ひますが、耕地そのものが傾斜するのであります。今まで平面であつたがゆゑに水をたくわえて、そこに稲の作づけがでたしますので、水のたくわえができません。そこで作づけの出来ないもの、それから次に用水路の設備であるところの溜池、あるいは水路であるとか、あるいは用水池というやうなものの土台が動きましたために、使えなくなるといふやうなものがあつて、それから第三番目には地盤が動いたために地表水が減少いたしまして、その結果水の枯渇を来す。また特殊のものといひまして、鉄毒水そのものによりまして、水稻の成長に障害を起すところもあるものであります。かようにいたしまして、もう一つ数字を申し上げますならば、福岡県におきましては不毛田が約千四百町歩、五割以上の減収田が千八百町歩、五〇%未満の減収田が約四千二百町歩、それによるとところの米の減収は、これはいろいろの見方がありますが、まず

少くとも七、八万石、それから同じく米の減収が四、五万石余りに推定されておるのであります。熊本県、これは主として荒尾であります。これはほとんど三十二町歩全部が不毛田と推定されるわけでありまして、このほか佐賀、長崎におきましても、反当少くとも一石くらい、平均いたしまして半作といふやうな状態であるのであります。しかしながらこの農民の苦痛は單にこれだけではないのであります。先ほど申し上げました傾斜面におけるところの植つけのために、たんぼをきわめて小さい区域に区切りまして、そこを平面にいたしまして、水をたくわえてやるというやうなところが、かなり多いのであります。その時間的なロスと、労力と費用というものは、並たいていではないのであります。それよりもさらに根本的には、かような災害地におきましての生産の不安定というところがあります。さらに農家は一般の市民といたしまして、先ほどから話があるいは交通の不便、あるいは灌漑地のある非衛生的な生活環境といふやうな、一々数えあげると枚挙にいとまがないところの、経済的にもあるいは物質的にも損害を受けておられて、私も実は朝晩見えておるわけでありまして、ほんとうの實感はおし上げられませんが、あの土地におる人の立場から見るならば、實際憤激の持つて行き場がないというやうな状態ではないかと思ふのであります。ついでに申し上げますが、かかる災害の結果、たとえば二瀬町におきましては、一戸当りの平均経営面積はわずかに二反であるといわれております。かような災害のな

い土地におきましては、九段程度の経営面積であるといわれておるような状態でありま。かような状態でありますがゆえに、私は特に私の関係しております農民諸君の経済的損失、物質的な苦痛を軽減するために、すみやかに復旧していただきたいということを、切にお願ひ申し上げ次第であります。が、さらに積極的には国土の有効利用という観点からも、この問題を考えていただく必要と存するのであります。言うまでもなくわれ／＼敗戦國民として、この狭い国土の中にあるものは、ただこれのみであります。ゆえに一片の土、一すくいの水といえども、これを有効に利用しなければならぬと存じます。かるがゆえにこそ、国におかれましては財政困難の折柄にもかかわらず、干拓、土地改良、そのほかの要するに国土資源の有効利用という点につきまして、いろいろ御配慮願つておるのであります。この特別被害地の復旧こそが、国土資源の有効利用という点から申しまして、きわめて大切でありまして、たとえ山を開くときのように、山の持主との間に、いろいろな争ひもございせん。まさにこれは一石三鳥の良策であると存するのであります。かような意味からいたしまして、もしもこの復旧、あるいは法案の成立ができないというようなことになりますれば、地元民の失望あるいは、絶大なものがあると思ふのであります。特に御承知のように九州は台風のしほ／＼来るところでありまして、幸いに今のところ遠賀地方はあまりひどい災害を受けておりませんが、今年もやがて台風が来るのであります。

う。そのときに当然雨が降るでありましよう。排水は困難でありましよう。もしもこの法律ができない状態におきまして、かような災害が起りましたとしたらば、あの地方の民心に與える影響、極端に申しますならば、政治というものに對しての信頼の深さというものに、非常に大きな変動を來たすというようなことを、私は案ずるのであります。従ひましてこの復旧については、何人も議論の余地は大体ないように、私予想するのでありますが、問題は一体その金をだれが負担するかという問題であります。この問題につきましては、実は私も、少くとも私といたしましては、あまり広く立入つて言うことを避けたいのであります。われ／＼の立場から見れば、とにかく災害を復旧していただければ、けつこうなのであります。その金が國から出ようが、あるいは業者から出ようが、それはあえて問うところではありせん。しかしながら経費の負担のゆえに、復旧工事ができないというようになるならば、われわれもまたそこに発言権があると存するのであります。この負担の問題、従つて責任の帰属の問題につきましては、法律的にあるいは各企業の負担能力の弱き経済と申しますか、経営と申しますか、そういういろいろの問題があると思ふのであります。それは専門家の方なり、あるいは最終的には賢明なる国会の皆様方が、適当に解決していただきまして、地元民の苦衷を一日もすみやかに解決していただくように、格段の御配慮をお願いいたしたいのであります。最後に重ねて結論を簡単に申し上げ

ます。今まで重複したところがありますが、あの標高の低い、あの雨の多い、しかも耕地と被害地と断層とが、上下に重なる地区におきまして、米と並んでわが国民経済の運営の一方の支柱であるところの石炭の過半数を掘らねばならないというところは、日本炭鉄業、いな日本経済、あるいは日本國民と申しますか、そのもののおかれておるところの、現実的な宿命的な事実であります。この宿命的な事実のためには、多くの人々が苦しんでおるとするならば、この点をよくとお考えいただきまして、反対の立場にある方々も、小利を捨てて大道につくという大義的な見地から、御賛成をいただきまして、この法案の無修正通過あらんことを切にお願ひをし、またお祈りをいたしまして、公述を終ります。

○神田委員長代理 次は建設代表福岡県遠賀川工事事務所長中澤安藏君。

○中澤公進人 建設省遠賀川河川事務所の中澤でございます。まず最初に結論を申し上げます。われ／＼河川復旧工事に關與いたしておりますものといひましては、一日も早くこの法案が成立いたしました、すみやかに計画的な復旧工事に着手されて、民生の安定と公共の福祉を確保して、国の基礎産業である石炭業の健全なる発達をはかつていただきたいと思ふのであります。われ／＼が關係いたしております公共物であります河川道路等の被害は、直接被害の被害者であります方々の被害ばかりではなしに、その附近に住んでおられます一般大衆が常に災害の危険にさらされ、またいつも交通が阻害され、現状のままにおきましては、とても安全な社会、そうして公共

の福祉を願うということは、不可能ではないかと思つております。私が現在従事しております遠賀川について一例を申し上げて、御参考に供したいと存じます。

遠賀川は御承知のように筑豊炭田の中心を流れておる河川であります。むしろ筑豊炭田は、遠賀川の流域に沿つて発達しておると申し上げた方が、適切なのではないかと思います。

〔神田委員長代理退席、避谷委員長代理着席〕

この遠賀川は明治の末期から大正の初期にかけまして、国の直轄で改修工事を施行いたしました。大正六年に一応工事が完成いたしました。そうして筑豊地区は、一応は遠賀川の水位から完全に守られておつたのでございす。それが被害のために河川といわず堤防といわず、水門も橋梁も各所で沈下をいたしました。現在遠賀川が洪水にまでならぬ水でも、十数箇所から堤防が溢流し、破堤する危険にさらされておるのであります。そのために昭和二十年頃から圍の直轄工事として、遠賀川の復旧工事が着手されました。その後二十三年度より特別被害というものが言われまして、特別被害になつたものと、明らかに特別被害だといつて査定を受けましたもののうち、國で直轄をして現在續けております直方市から下流の分についてだけ申し上げて見ましても、本川だけでございすが、特別被害の堤防の沈下箇所は五箇所、この延長は約十キロ以上に及んでおります。沈下量の最大は一メートル五〇、そのために一朝非常洪水がございしましたときは、被害の予想は氾濫面積において四千七百町歩、そのほか人家

の流失浸水、交通の杜絶、石炭の減産、保安衛生上の被害等甚大なるものが予想されるのであります。ただいま申し上げましたのは一応特別被害として査定を受けた分の中で、直轄工事で施工し直方市から下流の分について申し上げたのであります。直方市より上流の遠賀川関係におきましても、非常に堤防の沈下が多うございまして、かつて明治の末期から大正の初めにかけて、改修工事を施行いたしました区間だけでも、相当の量がございす。ことに沈下のはなはだしき所は、二メートル七〇という堤防の沈下を來しておるのであります。従つて上流部におきましても一たび洪水が出ますと、その被害は莫大なものに上るものと想像されるのであります。なお遠賀川の本川のみでなしに、遠賀川にございす小さな支川でございす黒川、笹尾川、曲川、西川、これらの諸河川もやはり同様各所で沈下をいたしております。これはその河川の沈下のみでなしに、そのほかいわゆるボタ山から出て参りますボタの微粒子が河床に沈澱いたしまして、河床が上昇し、沈下のない田面と同じ高さ、あるいはむしろ高いところもあるくらいになつております。そのような状態にございすから、陥没田ばかりでなしに、付近の田も用水の取入れが不可能だというような所もございす。それから沈澱による河床の上昇のために、河数がぐつと狭まつておりますので、普通の程度なら問題にならぬようなわずかの雨でも、堤防が破壊する危険にさらされておるのであります。これらの河川、堤防、道路、橋梁等の復旧工事は、單なる被害の復旧という概念よりも、もつと広く公共

的の觀念から、民生安定と公共の福祉を確保し、食糧並びに石炭の増産をはかり、戦後の経済安定に資するため、これは国が責任を持つて急速に復旧工事をする必要があるのではないかとと思われるのであります。

譲つて考えてみますと、普通の經濟狀態、または通常の經濟通念におきましては、鉦炭業者もこのような公共施設、公共に甚大な利害關係のある河川とか、堤防とかいうものの下を採掘するがごときことは、あり得ないだらうと思われるのであります。まづたく國の、戰時の戰力増強のための強力な要請によつて、初めてこのような危險負担を冒することをあえてするような狀態になつたのではないかと、想像されるのであります。しかしこれもその當時といたしましては、わが國の石炭の絶対必要量を確保するために、やむを得ず石炭業界の探炭責任量を、九州地区にしわ寄せられたためだ、こういうふうに考えるのでございます。この特別鉦害を加害炭鉦のみに責任を負わしむるということは、あまりに殘酷過ぎるのではないかと。また加害炭鉦のみにてこの鉦害を復旧することは、經濟的にもまづたく不可能ではないかと思われるのであります。でございしますから、どうしてもこの復旧工事は國が責任を持つて、急速に任遂げていただくねばならぬと考えるのでございます。前にも申し上げましたように、われわれの關係しております河川、堤防等の公共物の被害は、直接の鉦害の被害者の方々だけでなく、鉦害に直接關係のない一般の大衆に及ぼす被害が甚大でありますから、この法律案が一日も早く成立いたしましたして、急速に復旧工

事に着手されて、社会不安をなくし、民生の安定と公共の福祉を確保していただきますように、お願いする次第であります。すでに委員の皆様方も、親しく鉦害地を御視察されて、鉦害による被害の甚大さと、またその鉦害に原因した災害の実情をごらんなつたことと存じますが、国において何らかの処置を講じていただかなければ、この数多くのまたたくさんの鉦害の復旧は、とうてい不可能となつて、そのため放置された被害者は遂に永久に救われぬ、また永久に救われる道がなくなつてしまふのではないか。そうしてまたその付近、地元一般の人たちは常に災害の危険にさらされて、かつまた保安衛生上にも憂うべき状態に放置されることとなるのであります。従つてそれは国の再建の基礎産業である食糧並びに石炭の増産も、そのために阻まれ、非常に憂慮するような状態に至るおそれが、あるのではないかと考えるのであります。以上申し上げましたような理由によりまして、私はこの法案を一日もすみやかに成立させていただきて、被害者並びに関係者一同に安心と喜びと希望を、與えていただきたいと思うものであります。

○滋谷委員長代理 次は特別鉱害関係代表の方々に御発言を願いたいのであります。一般炭鉱代表の方と交互に御発言を願った方が、御意見を拜聴いたしましては、よりよく参考に相なるのではないかと存ずるのであります。特別鉱害関係炭鉱代表と、一般炭鉱代表の方よりそれぞれ、大手、中小労働組合の方々の順序で、交互に御発言を願うことにいたします。それでは特別鉱害関係の炭鉱代表の九州石灰炭業協会会長小西春雄さん。

○小西公述人 私だいま委員長から御紹介になりました小西であります。私は現職は今委員長から言つていたただいようなことでありますが、炭鉱生活約三十年、ちようどこの法案の実体をなしてゐる特別鉱害の問題の起ります当時は、明治鉱業株式会社の専務として、親しくこの問題を体験した一人であります。そういう立場からも一言申し上げてみたいと思います。

特別被害の被害状況につきまして
は、ただいままで被害者代表の方々か
ら、るる陳述がありましたので、私は一
切省略いたします。またこの複雑な問
題をわずか二十分や三十分で、すつか
り盡すことはとうてい不可能なのであ
ります。勢いきわめて大筋の荒筋だけ
を申し上げるというようなことになる
ますので、お聞きになりました。も
いろ／＼疑問が起るかも知れませんが、
御疑問の点は時間が許しますなら
ば、あとで十二分に御質疑をお願い
申し上げますのであります。

最初に結論から申し上げますと、私はこの法案の成立に賛成いたしますのであります。今日一般鉦害特別鉦害とわけて、いろいろ論議されておるのであります。本来特別鉦害というものはないはずのものであります。これはまつたく戦争が残した一つの特産物であります。実にやつかい千萬元の負債であります。先般親しく現地を視察していただきました方々は、高松炭鉦その他におきて、一般鉦害はどんなものか、特別鉦害はどういうふうの区別があるのかという点につきまして、相当はつきり御認識をいただいたことと思ひます。一般鉦害の場合に、鉦害が起りますすれば、その復旧または賠償は、加

害炭鉱がいたさねばならないのであります。現にまた日々行つて、賠償なり復旧なりをいたしつつあるのであります。そういうわけでありますから、炭鉱では鉱害防止のためには、非常な苦心、努力をいたしております。きわめて経済的に安く掘り出せるような区域におきましても、鉱害が起るおそれがある所は、みず／＼掘らない所が相当多いのであります。にもかかわらず日華事変以来国家は次々とむりな増産を要

求いたしまして、太平洋艦に入りますと、軍需官が炭鉱へ乗り込んで参りますして、そんなところ掘り残す必要はない。そこも掘れ、ここも掘れと、命令をいたすのであります。もしも命令通りに掘りませんと、いわゆる軍需会社法によりまして、重役も業務担当者も解任をされ、あるいは処罰されるのであります。査察使というものが参りまして、これ／＼を増産せよ、査察使の命令はすなわち陛下の命令だというわけでありまして、警察も来れば憲兵も来ます。いろいろの人が参りまして、増産をむち打つのであります。一方割当てられました数量を出炭いたしませんと、その罰として労務の充足を減らされる、あるいは工員にとつてはなくてはならない絶対必要なせつけんとか、地下たびの配給を減らされるというようなことなのであります。こんな強行採炭によつて起りましたさんたんなる鉱害は、これは国家が起させたい鉱害であります。今申し上げたのが特別鉱害の実態であります。従つてこれが賠償は国家でやれ、こう一応私も存じます。私は加害者の代表というので、実はお呼び出しを受けたわけでありますけれども、加害炭鉱という言葉

葉が使われておりますが、加害者はむしろ国家であつて、われ／＼は被害者なんです。きようは委員長もいろいろ言葉を使つておられますが、関係炭鉱という言葉を使つていらつしやるので喜んでおるような次第であります。加害といへば刑法上の加害に通じて何だかおもしろくない感じが伴いますので、今後は用語は関係炭鉱と、そうでない炭鉱というふうにお用いなされることを希望いたします。

この点につきまして、東條内閣の顧問であつた山下龜三郎君が、査察使として朝鮮に参りまして、その焙りに福岡に立ち寄りまして、何としてもこの戦争遂行に石炭が出なくてはならないといふので、私と貝島、麻生、大正の各社長、それに中島徳松君を加へまして、五人が特別招集を受けて、いろ／＼と増産問題の論議をいたしたのであります。あるいは炭価の面から、あるいは金融の面から、資材努力といふような方面からいろ／＼議論も出たのであります。ところが、その際に公害地、これが掘れば九州で百万トンくらい増産は可能だといふ話が出たのであります。時の福岡県知事九州総監の吉田茂氏は——今の総理ではありませんが、厚生大臣や軍需大臣をやりましたあの吉田氏が、さつそくそいつをやるうじやないかといふので、卓を叩いて喜んだのであります。公害地と申すと言葉の上では間違ひかも知れませんが、鉱害防止のために残してある区域で公害の公害地なんです溜池の下とか、密集家屋の下とか、あるいは鉄橋の下とかいふ所です。そこで私どもはちよつと待つてください。こういう部面を掘れば、鉱害は必至だ陥落が必ず

来る。そのしりぬぐいは一体たれがや
つてくれるか。こう申しますと、吉田
知事は、だから実業家はだめだ、いく
さが今勝つか敗れるかというこのせと
ぎわになつておるのに、まだ君らはそ
ろばんをはいておるのかと言つてし
かるのであります。どつこいそう吉田
さん大きな声を出したとて、あなたは
知事さんだから辞令一本か電信一本来
れば、やめるか、転任するか、免職に
なるか、それで責任は終るのだ。われ
われは事業をやつておる。その仕事の
結果に対しては、はつきりした責任を
負わなければならぬ。われわれの立場
だ、そう簡単に片づけられては困る。
しつかりした裏づけをしてください。
それでなくてはやれませぬ。こういう
主張をいたしたのであります。よしそ
れでは命令をする。おれが命令する以
上、おれも責任をとるのほちろんだ
というふうなわけで、そこでたいへん
な力み方であつたのであります。いま
のは一つの話にすぎませんが、強行探
炭の状態が、どんなふうであつたか、
御想像のつく一端かと思ひまして、お
話を申し上げたのであります。

終戦後に行政措置による配炭公団の
プール制度ができてまして、これで一
府の復旧策が立ちましたので、また実行
されたので一府の安心を得ておつたの
が、昨年九月限りで打切るといふ。そ
で被害地の関係者がいかに困惑して
おるか、呻吟しておるかという悲痛の叫
びは、先ほど来お聞きでありますから
略します。国家的の見地から見まして
も、民生の安定、交通の確保、食糧の減
産防止など、幾多の重要問題がこの法
案の通過いかんにかかわつておるの
であります。もしも第六臨時国会のとき

のごとく、今度も流産になるようなこ
とがありましたら、この嚴肅な事実
に對しまして、まづたく政治はないもの
だと断言いたします。ただこの法案御
審議の上に、御意見がいろいろ出そう
な点につきまして、一つ二つかいつま
んで所信を申し上げたいと思ひます。

第一は戦災による損害賠償といふ
原則の關係であります。法律の専門家
でない私は、これに對していろいろの
ことを申す資格もないし、知識もない
のであります。が、法案のねらいは国土
の復旧といふ点にあるのである。です
からこの法案は、個人々々を對象とし
て、個人の賠償をするという趣旨のも
とにできたものではないと思ひます。
ります。国土復旧のためにとられます
施策が、たゞ個人に反射するに
すぎない、こういうふうに向うのであ
ります。戦災無賠償の原則には反しな
いと、私は考えるのであります。

第二は一部の非加害炭鉱——一般炭
鉱と申しますか、自分らは全然關係
がないから、この賠償費を負担すべき
ではない、こう主張しておるようであ
ります。これは反對理由といつたしまし
て、相当有力なものと考えられておる
ようでございます。から、この点につき
まして、私の考え方をお話し申し上げた
いと思ひます。たゞいま申し
上げた反對論をなさる方も、特別炭
害復旧の急務といふ点については、十
二分に認められておられるのでありま
す。これは国家が賠償すべきだ。その
責をとるべきだと言われるのでありま
す。国家がその点わかりまして、全額
賠償の策をとるといふことが実現さる
得れば、これまた一つの考えでありま
するが、今日の国家財政におきまして

は、相当容易でない現状にあるといふ
ように、私は承知いたしておるのであ
ります。私も今申しますように国家賠
償といふことは認めておりますけれど
も、これは本来の建前でありまして、
できない相談をいつまでも繰返してや
つてみましたところで、しよせん現実
の問題には役に立たないのであります
す。それよりもむしろ改善の策と存じ
ます。それけれども、現実に即した解決策
を講ずることが、われわれの急務とす
るところであります。この点の法案
は、石炭界の戦時中からの過去の歴史
と仕組みといふものを勘案して、非加
害炭鉱にも一部を負担せしめようとし
ておる。現実に即した法案と信ずるの
であります。配炭公団によるプール資
金制度が、昭和二十三年四月九日の閣
議で決定いたしました。同年六月より
行政措置として続けられて来た。それ
が公団廃止によつて取扱われなくなつ
た。そこで今度は立法措置によりまし
て、措置をしようといふのが本案であ
ります。今まで炭業界を、国家とい
ましてはほとんど一本のごとき取扱
い方をいたして参りました。たとえ
出炭のごときも、需要の面からまず全
国の目標をきめて、各地区別に生産を
割当てるといふ行き方で、その他炭価
の面におきまして、あるいは復興金
庫の金融、あるいはその他の金融機關
からの金融の措置等につきまして、も
みな今申しましたように全国を一本に
見て、それを地区にわかつて、措置を
して来るという制度が根幹となつて、
ずつと実行して参つたのであります。

この法案におきまして、やはり問題
の根底には全国一本という考えありま
す。今日、私は解釈いたしてお
るのであります。自由経済、石炭自荒
の今日となつても、今できております
この特別炭害の問題を解決するために
は、たゞいま申し上げました根本を無
視するわけにはいかにないというのが、
私の所見であります。こういう観点か
ら非加害炭鉱も、また賠償費の一部を
負担するのは当然だ、こう結論いたし
ます。

昨年六月二十九日に、日本石炭協会
の評議員会では、公団廃止後のこの
プール資金の処置についてどうしたら
よいかという打合せをいたしました。
そこで復旧費の三分の二を国庫で負担
してもらひ、残りの三分の一を關係炭
鉱で負担しよう、こういう決議ができ
上つたのであります。そうしてその
決議を政府關係当局に陳情をいたした
のであります。ところがその意見はい
れられませんでした。いろいろの石炭奨
励費によつて、この問題を解決しようと
種々な研究が続けられたのであります
が、結局のところ、この法案となつて
現われて参つたのであります。今反對
の立場をとつておる方々におきまして
は、この六月二十九日の協会の一致し
た評議員会の決議があるから、この線
で行くべきだといふことを、主張して
おられるようであります。これを金科
玉條として主張しておられますが、
実はその点につきましては、一昨七日
の日本石炭協会の評議員会におきまし
て、いろいろと再検討を試みたのであ
ります。しかし六月二十九日當時は、ま
だ公団廃止が十月であるか、十一月で
あるか、あるいは九月であるかわから
ない、とにかく近くなりそうだ。
何とかしてこのプール資金をやつたこ
とを、継続しなくちやならないんだと

いう観点から、今のような決議ができ
上つたのであります。今日までにお
きまして、実は一昨七日の日におきま
しても、その内容についてもその内容
について、疑義もいろいろ生じ、また
客觀的な情勢もたいへんかわつて来た
といふようなことで、遂にその線を再
確認するには至らなかつたのであり
ます。今日なおくまでも国庫全額賠
償を繰返す、あるいは加害炭鉱のみで
負担しろという論を固執いたしまする
ことは、結局法案の通過を阻害する
という結果になるんじゃないかと思ひま
す。そこで本法案の第二十二條の減免
規定を無制限に拡張して、非加害炭
鉱は全然問題なしとするなら、せつか
くの加害の過去の歴史と仕組みを勘案
してできましたところの、国家的立場
から石炭産業の意義を認め本法案と
いうものは、根本的につづれてしま
います。加害者だけで負担しろという議
論をとるならば、法案それ自体がまづ
たぐ無意味となる。そうなりますと非
加害炭鉱は無負担という論は、修正論
のようでありまして、結局は法案の抹
殺論をやつておるのだ、こう批評した
人が昨日あつたのであります。その
評が当るやうに私も考えるのでありま
す。しかし先刻も申しますやうに、こ
れらの方方も特別炭害復旧の急務と、
またこれに對する臨時措置として法案
を必要とするとは、十二分に認めて
おられるのであります。その点は去
る七日の打合せでもまづ一致した
したのであります。この点特に御留意
をお願いしたいと思います。

第三に非加害炭鉱と加害炭鉱との、
本法案に對する賛否の状況が、どうな
つてゐるか申しますと、九州におき

ましては、先刻来井上公述人その他から話がありましたように、賛成一本にまとまつております。それらの公述人のうち、ある者はこの法案が成立しますと、自分の損ではあるが、あの悲惨な被害状況を見ては反対する勇氣がないと、こう言つております。北海道、常磐、宇部三地区のそれらの一部には法案反対の声がありますが、これは私は一部の声と申し上げるのであります。全国の出炭トン数から計算いたしますと、七五%の出炭をしている炭鉱が法案に賛成なのであります。特に申し上げますが、北海道におきましては、石炭協会として本法案の反対を決議いたしました由であります。ところがあえて申し上げます。その後におきまして、北海道にも炭鉱を持つておる三井、三菱、明治製菓というような東京支社は、それぞれその本社におきまして本案の成立を希望するという最終的態度を決定いたしておるのであります。また常磐におきましては古河は反対しない、賛成だということを、責任者が言明いたしておるのであります。そこでこれは北海道の中小炭鉱のうちのある有力者の話でありますが、国庫負担の割合を、公団時代の倍額くらいに増額をしてもいい、その上にこの法案の審議会制度をきわめて民主的にして、いま一つは減免の規定のごときも、判然と基準を明文化してもらうといううなごとなれば、必ずしも反対をするものではないということ、を、親しく私に言明した人もあるものであります。

最後に特別被害復旧団が、結局公団組織というものが赤字だらけ、失敗だらけの歴史を各種の公団がやつておるのは御承知の通りでありますから、また今度の復旧団も何かそんなことではないか、その運用について懸念はないかといううなことを、再三にわたつて私に確かめられた議員もあつたのであります。私の見解ではこれはまつたく簡単な事務的の処理機関である、所要人員のごときも中央、地方を通じて、百人足らずで済むくらいのものであります。その点は御懸念無用と存じます。以上積極、消極の両面から一応お話を申し上げたのであります。結論的には社会公共の立場から民生安定、食糧増産といううな種々の観点から、法案の通過を急願してやまないものであります。これをもつて終ります。

○通谷委員長代理 次は一般炭鉱代表者、北海道炭鉱汽船株式会社常務取締役萬仲餘所治君。

○萬仲公述人 私北海道炭鉱汽船株式会社常務取締役、夕張炭業の所長を勤めております萬仲餘所治と申します。同時に北海道石炭協会会長を勤めておるのであります。昨日参議院の公聴会にも出席いたしまして、北海道石炭協会とは同じ意見であるということ、を申し上げたのであります。その後、今ちようど小西さんから御発言があつたうちに、北海道石炭協会のうちにも原案に賛成の人もあるというお話があつたので、私はその経過もお話したいのであります。今日はその点を話つきりするために話申し上げるのであります。九州と北海道と両方に炭鉱を持つておられる北海道石炭協会の会員である方は、最初反対の決議であつたのですが、その後いろいろと事態が進展するに従つて、もし原案が通過するならば、自分たちは北海道の出炭

量に対しても、負担してもいいという御発言があつた、そのことを小西さんがおつしやつていらつしやるのであります。なお中小炭鉱についても意見がありました。これは私全然存じませんから、それについては触れません。なおちよつと前に申し上げたいと思ひますが、実は今朝から八人の被害者代表の方がお話になりました。さらにまた続いておそろくは原案賛成でありましたよう関係炭鉱の方がお述べになつたあとに、もし私が出てお話をすることになりますと、たいへんに歩が悪いと思つておつたのであります。委員長のおとりはからいで一人置きにしたいだいたことを、私たいへんけつこりに存じております。なおまた昨日参議院でお話申し上げましたうちに、私原案をおつくりになつた御当局を大分攻撃申し上げたのであります。その際にはどなたもおいでになりませんでした。いらつしやらないから攻撃を申し上げたやうになつては非常に困ると思つたが、幸ひいただいたまは政府当局の方の意見が申上げ得ることをたいへん仕合せに存じております。どうもけさからの議論をいろいろと拜聴いたしました。この法案に反対であるとか、修正をせねばいかんとかいうのは、この法案をつぶしてしまつて、鉱害の復旧というものをできなくするのであるといううな意見が大分出ているのであります。これは内容的に私申し上げますけれども、私も北海道で二十六年間炭鉱とつ組んで、現在も北海道でやつております。九州炭鉱の被害状況は現実には知りません。北海道においても第三者に影響を及ぼすことなく、炭鉱がみずからの施設を害し、みずからの機構を損つておるということが相当あるのであります。これはみずから直しております。これらのことに関連いたしまして、被害の及ぼす影響、被害なるものの悲惨な状態は私もよく存じております。なお昨日も伺つたし、今朝からもいろいろ伺つて、この被害はまさに社会問題である、この社会問題をいかにせんといふことについては、私も日本国民の一人、特に炭鉱関係業者の一人として、即刻に、一日も早くこの被害は復旧せねばならぬという熱意においては、人後に落ちないつもりであります。

もう一つ申し上げたいことは、原案は十分ではないかもしれないけれども、現在においては最もよいものである、これは直せないものである、だからこれを直そうと主張することは、それができなくなつてしまふことである、これは直してはいけなないことである、これは直しようがない前提のもと、大分御心配があるやうであります。もし御心配がお預けせねばならぬことであると思ひます。もしそうであるとお考えになるならば、これはとんでもない話である。原案がそのまま通過せねばならぬといふことで、攻撃されるといふやうなことは、戦前においてはともかくとして、今日においてはさういふ言動をなすことは、どうかと思ひます。

なおまたこれも昨日お話があつたので、私もちよつと申し上げておいたのですが、どうも反対するのは我利我利亡者が自分の私利私欲をはかるのだといううな意味合いのことを、はつきり仰せにはなりませんけれども、おつしやつたので、私は、はつきりおつしやるならばわれ／＼も開き直つて、文句を言わなければならぬと昨日も申し上げたのですが、今日も一言一句かわらない言葉で、かもしれぬということをおつしやつたのであります。こういうことは私も決して考えておるものではないと存じます。そういう意味合いでこゝろを論議しておるのではございません。特別被害は御承知のごとく、法案の第三條にありますが、戦争中の探掘によつて起つた被害であつて、普通ならばやらないのを、国が特別の要請をして、非常探掘をするというこの命令によつてやつたものである。しかも連急に復旧せねばならぬといふ條件のついでにおるものであります。しかも国が要請されましたときには、この場合も、この被害は国の責任である、国が補償復旧するのであるという條件がついておるのであります。これは小西さんもおつしやつた通りであります。それはいろいろ理由もありまゝですが、今日国ができない、こゝろおつしやるので、そこに第一の、われ／＼とやめる点、これではいかぬという点があるのではあります。私もはただ反対するのではあります。復旧の一日も早からんことを希望いたします。その費用の負担方法が妥当でないといふことを申し上げておるのであります。御承知のように、戦後配炭公団がございまして、炭価が統制されておりました。炭鉱に対しては採炭費を基準に、一定の炭価で買い上げる。これにいろいろのものを付け加えて、またきまつた炭価で消費者に渡す。その際にこの被害の復旧に充てる費用が、

差入れられたということは御承知の通りであります。これについては私も法理論も何もわかりませんが、先刻も小西さんのお話のように、やがて配炭公団はなくなるかもしれない、一部の統制は廃止されたという六月に、私もこのままであつては困る、早く次の問題を考へていただきたい。理論的には国家負担であると思ひますけれども、なおいろいろの問題もございましょう。万やむを得ないときには、三分の二を国家で御負担願ひたい、あと三分の一は関係炭鉱で負担しましうと、日本全体の石炭協会の決議をいたしまして、六月二十九日付で資源庁長官、大蔵大臣、安本長官、その他の方々に陳情申し上げたのであります。さらに配炭公団がなくなることが明瞭になりました九月九日に、あらためて前に陳情はしたが、なお早くやつていただかなければ困るから願ひますという再陳情をいたしておるのではありません。この精神は国家負担しかるべしということには違ひありませんけれども、万やむを得なければ関係炭鉱で三分の一は負担しよう。これは私もが、お前の方で負担しろ、おれたちは負担しないと言ひ争つた結果生れたものではあります。日本の石炭協会がみんな集まつて相談し合つた結果、だれもが妥協と考へてこの決議をしたのであります。しかもその陳情をいたしたのであります。しかるにこの陳情の趣旨をはたしてどの程度まで御当局はお考へになったか。もしこの陳情の趣旨をお考へのもとに進められるならば、問題は何も起つていない。ただいま石炭協会の業者の間で争ひのごとく

見えるような状態がありますが、外部から見ると争つておりません。おきませんけれども、おるかのごとく見える状態は、初めからわれ／＼の陳情の趣旨によつて法案が考へられておつたならば、こういう問題は起つておらぬと思う。どういふふうな間違ひが知られませんが、すつかりかわつたかどうで法案が出て参りました。私北海道におつて法案を承知したのであります。十月の下旬北海道で協会の手續をして出て参りましたときには、大臣官邸で御説明のあつたあとであります。この点については私も不満に思ひます。もう少し早くわれ／＼に御相談願ひ、業会で意見をまとめろとおつしやるなら、またまとまり方があつたと思ひます。まあそういうことは申し上げてもしょうがないのであります。ここに問題の根拠があるのであります。ここにおつた根拠がある。業界は争つておるといふが、業界はおれは一部は持たなければいけぬ、一部は持たないという争ひはやつておらなかつたのであります。しかしこの法案が出て来てからはだん／＼違つたふうになつて来たのは事実であります。なるのは当然であります。ただいま申し上げましたように、北海道と九州と両方に炭鉱を持つておる人々は、北海道における利害と九州における利害が違ふのだというふうな事柄から、問題が起つて来るのはあたりまえであります。起つて来たのであります。しかしながら外部から考へられるほどの問題ではありせん。ありませんが、起つております。この点私も非常に遺憾に思ひます。どうして一番初めに、万やむを得なければ三分の一は関係炭鉱で負担しよう

というこの原理、このりくつをお取上げにならなかつたかと思ひるのであります。そうして法案が出まして、私ども現地におりましたのですが、協会の名において十一月出て参りました。何回も委員会も傍聴いたしました。いろいろの御説明も承りました。またじかに官庁へもお尋ねして伺つておりましたが、二、三つまでみますと、これは君たちに負担させるつもりなのではないのだ。配炭公団時代に炭価統制をしておつたときに、十六円何がし、あるいは十七円何がしというものを積みだしておつた。それと同じ気分なんだ。一応は君たちにそれを課するようになつたことになるけれども、それが消費者に転嫁されるという趣旨なんだとおつしやいます。趣旨はそうであるかもしれない。またそうであるかもしれない。またそうであるかもしれない。自由販売の今日にそういうことになりません。これはお前とわれ／＼とは、こういう炭価で売るのは、十五円加えてもよいということに、はつきりなりました。別であります。が、そうではあります。なるはずはあります。また先刻からいろいろお話がありますように、相互扶助的な考え方から、お互いに炭鉱業者が助け合つてやつてもらいたいのだという御趣旨も承りました。われ／＼は戦前、戦後を通じて、炭鉱業者として、日本国民としても、お互いにこのしたけられた現在の状態を、一日も早く回復しようと思つて、あらゆる努力をしております。同業として、国民全体としても、相互扶助の建前を十分とるつ

もりでありますけれども、これは法律をもつてどういふふうなかつこうにすべきものじゃないと私は思つております。いろいろ御努力をなさつたと思ひます。できないから、それじゃ前と同じようになつて炭鉱業者にみんなわけて負担させるのだ。しかもその背後には強制徴収の形もある、罰則もあるというふうな法律のかつこうで、これは最も安易な方法であります。安全な簡便な方法であります。が、そういう事柄が今後続々行われることになりなすならば、われ／＼は考え直さなければならぬと思ひます。新憲法下、民主国家の国民として、私どもはもしそういうふうにして相互扶助が行わなければならぬということになります。考えなければならぬと思ひます。またこれは非常に誤られて解釈されておりますから申し上げるのではありませんが、北海道の炭鉱は、常磐のことは私は申しませんが、北海道の炭鉱は、戦時中は戦争がだん／＼進展するにつれて、輸送その他が困難になつたので、ここに重点を置かないで、九州に重点を置いたために、北海道は辛う程度楽な状態になつた。九州は辛い状態になつた。だからこういうものができたのだというふうな御説明もありました。だからお前の方は楽をしたのだから、こちらの方に負担をしてもいいのではないかとというふうな御意見もあつたように思ひます。特別被害はそうして起つたことではあります。それは九州に重点を特別かけたという点ではなくて、全国の炭鉱にみんな重点がかつた、そのために特別被害が出たのであります。でありますから、特別被害は特別な負担をしるという

うこの法案が出ておるのであります。私は大正十三年に学校を出まして、昭和六年十月、夕張炭業社長として転勤いたしました。戦時中は戦後、ただいまも炭業社長をしております。すつと現地に参ります。昭和十九年に樺太炭、釧路炭が輸送その他の関係上、あつたまま採掘をしてはいかぬというところで、採掘を中止いたしました。労務者並びに施設を九州、山口、常磐地方へ移しております。また道内でも、同系の炭鉱へ移しております。こういう時代はありましたが、そこは操業中止というとおかしいのですが、採炭をやりますんで、ここだけやつておるといふふうな状態になつておつたのであります。その他のところは九州と同じに、山口と同じに、常磐と同じに、われ／＼は強行採炭を命ぜられませんでした。またやつてもおりました。二十年に至りましては、二十年下期になつて、山はこわれてもいいのだ、一生懸命掘れという命令をされております。はなはだ恐縮でございますが、当時私もと一緒におつた御努力願つた中村さんが委員としてここにいらつしやいます。われ／＼はその指揮のもとに働いたのであります。お聞きいただきましたれば十分おわかりのことと思ひます。またこれは私間接に承つたので、もしそうでなければたいへん恐縮でございます。ある炭鉱に対して、あの炭鉱はもうかつてゐるのだから、非加害炭鉱という言葉は悪いでしようが、関係炭鉱でなくても持つていふのだというふうな御意見が、どこからあつたやに聞いております。これはもう問題外であります。私はこれ

には反駁も何もいたしません。

かくのごとき状態でありまして、この炭害はあくまで社会問題でありまして、がゆえに、日本国民全体八千万全体が相互扶助すべきである。つまり国家が負担するということではなければならぬと考えます。しかしながら万やむを得ないときには、私どもが一応決議しました線、この線まではやむを得ぬと思つております。しかし、これは私どもが主張すべきことではない。私ども、こういうことを主張したくない。関係のない、非関係炭鉱に至りましては、私は今言ふような相互扶助論的な考えから持ち出すべきものではない。私ども、あくまで相互扶助は相互扶助。情熱に生じるときは情熱に生じます。物事を法律で定めるときにはあくまで冷静に、科学的にやつて行かなければならぬと考えております。その意味において私は本法案を負担方法を訂正していただかなければならぬと考えております。どうか御察察いただきまして、よろしくお願いいたします。

存じまして、この点から中小炭鉱として厚くお礼を申し上げる次第であります。従つて私は主としてこの見地に立つて本案に対する率直なる所信を申し上げたいと存ずるものでございます。あらかじめ申し上げておきますが、北九州石炭株式会社関係炭鉱は、現在その数において約百四十箇、炭業者者数百十五名、現在の月産は三十万トンないし三十二万トンでございます。九州の全出炭に対して二割弱でございます。そうして炭鉱の中において本法案の特別炭害に該当するものを持つている炭鉱は、数において三十八箇、約二八%、石炭出炭量において月産十七万トン、約五三%でありまして、それ以外の残りの炭鉱は、この法案にいわゆる非加害炭鉱であります。従つて私といたしましては、この北九州地区における中小炭鉱のうち、加害炭鉱並びに非加害炭鉱、両者の意見を総合して申し上げたいと存ずるものであります。

他の団体の代表の方から、十分に御説明がございましたので、私がここに重複してぐくぐく申し上げる必要はないと存じます。

小限度において負担せざるを得ないものであると考えるのでございます。これは先刻申し上げましたように、北九州地区における中小炭鉱のうち、加害炭鉱はもちろん、非加害炭鉱の一致した考えでございます。先刻福岡県議員の井上氏が、強く業者として発言されたことによつても明らかでございます。非加害炭鉱という点におきましては、別に九州の炭鉱も北海道、常磐、宇部地区の炭鉱においても、何ら立場が異なるわけではございません。不必要な経費は一銭も出したくないというのが、業者全体の真意でございます。特に中小炭鉱は、昨年の九月十五日の配炭公社の廃止以来炭価は下りますし、金融には非常に逼迫いたしております。苦しいのでございまして、特にこの考え方は強いのでございますが、ひとしく国家の要請に協力した点は、全体の炭鉱が同一であるにもかかわらず、ある炭鉱においてはその自然条件とか立地条件とかによつて特別の炭害が発生し、しかもそれは現在の炭鉱の経営状態では、どうも私企業において全額負担するということは困難であり、しかも一方社会一般に多大の迷惑をかけているという点を考えてみますと、現在自分の炭鉱にはこうした炭害が発生していないが、ただこれをじつと見ているのだ。そういうことはとうていできないであろうというの、炭鉱の考え方でございます。また絶対に坐視すべきでないというの、これらの業者の考え方でございます。またこれが石炭炭業の対社会的信用、炭業者の共存共栄、相互扶助的な立場から考えまして、全炭業がその分に應じて復旧費を負担すべきであるというのが、根本的な考え方であるのでございます。別に特別炭害が九州に起つてゐるから、九州の非加害炭鉱がこれを持つのだ、そういう考え方ではございません。かりにこの問題が北海道に起つておつて、九州に起つていなくても充分の力添えはすべきである、こういう考え方を大体いたしているわけでございます。

またもう一点考えてみますと、こういう考え方は、別に今日始まつたわけではないと考えるのでございます。これは先ほどからも再三話が出てゐるのでございますが、まづ炭価の統制の時代ではございまして、一昨年の六月二十三日の補正炭価には、御承知の通りこの特別炭害復旧費が、十六円十一銭見込まれておりました。それが配炭公社で保留されて、この復旧費に使われておつたのであります。しかも当時これに対して業界からは、たれ一人として文句を言う人はございませんでしたし、また補正炭価の全国各地区別配分に際しまして、これは北海道では持たないのだ、常磐では持たないのだというようなことは、全然ないのでございまして、全国業者が一律に全部納得して、この十六円十一銭を負担しておつた、こういうふうに見えるのでございます。現在すでに炭価は統制からはずれまして、自由炭価となつてゐるのでございますが、しかも自由炭価というものは、需給によつて左右されるものでございまして、この統制炭価時代のように、十六円十一銭全国一律というふうな考えだけでは、とうてい参らないだらうと思つたのでございまして、とにかくその一部を負担するということについては、精神的

○藤江公通人 私は大いにお紹介にあずかりました福岡県下の中小炭鉱が集まつております北九州石炭株式会社社長藤江でございます。国会が私に對しまして、当公聴会において当法案に對して意見を申し述べるといふ御指名をいただきましたことは、本法案が北九州地区における中小炭鉱に對して、重大なる影響を與えるものであるという点を御考慮くださいまして、これらの炭鉱の本法案に對する考え方を御聞き取り願ふという意味であらうと

○藤江公通人 次は特別炭害関係炭鉱代表の北九州石炭株式会社社長、藤江正泰さん。

要する特別炭害は、まづたゞ國家の要請による強行採炭によつて発生したものでありまして、全然該炭鉱の自由意思によるものではないのであります。従つて、これは當然該炭鉱に責任を負ふべきものではないと思ひます。またその結果の悲惨にして重大なる社会問題を惹起している点を考えますならば、その被害は一日も放置しておくべきではないという点につきましては、全国炭業者中にたれ一人として反對するものはないのでございまして、この点は昨日の参議院の公聴会における各地代表の御発言、またたれ一萬仲さんの御発言によつても明瞭なのでございまして、ただ問題は、その復旧費の負担方法にあるのでございまして、要するに非加害炭鉱に對してこの経費を負担すべきでないというの、これらの方々が強く御主張なさる点でございまして、この法案に對する修正の御意見であらうと、私は存ずるのでございまして、もちろん本来ならば、この復旧は當然國の責任においてなさるべきものであると、私は考えるのでございまして、しかもできるならば全額國庫負担を強く國會にお願いしたいのでございまして、戦後のあらゆる財政措置、あるいは現在の國庫の財政状態その他の見地よりいたしまして、どうしてもこれが困難であるならば、やむを得ざる措置として加害炭鉱はもちろん、非加害炭鉱といえども、その負担に輕重の差はありまして、全炭業者がその復旧費の一部を、最

一般に多大の迷惑をかけているという点を考えてみますと、現在自分の炭鉱にはこうした炭害が発生していないが、ただこれをじつと見ているのだ。そういうことはとうていできないであろうというの、炭鉱の考え方でございます。また絶対に坐視すべきでないというの、これらの業者の考え方でございます。またこれが石炭炭業の対社会的信用、炭業者の共存共栄、相互扶助的な立場から考えまして、全炭業がその分に應じて復旧費を負担すべきであるというのが、根本的な考え方であるのでございます。別に特別炭害が九州に起つてゐるから、九州の非加害炭鉱がこれを持つのだ、そういう考え方ではございません。かりにこの問題が北海道に起つておつて、九州に起つていなくても充分の力添えはすべきである、こういう考え方を大体いたしているわけでございます。

またもう一点考えてみますと、こういう考え方は、別に今日始まつたわけではないと考えるのでございます。これは先ほどからも再三話が出てゐるのでございますが、まづ炭価の統制の時代ではございまして、一昨年の六月二十三日の補正炭価には、御承知の通りこの特別炭害復旧費が、十六円十一銭見込まれておりました。それが配炭公社で保留されて、この復旧費に使われておつたのであります。しかも当時これに対して業界からは、たれ一人として文句を言う人はございませんでしたし、また補正炭価の全国各地区別配分に際しまして、これは北海道では持たないのだ、常磐では持たないのだというようなことは、全然ないのでございまして、全国業者が一律に全部納得して、この十六円十一銭を負担しておつた、こういうふうに見えるのでございます。現在すでに炭価は統制からはずれまして、自由炭価となつてゐるのでございますが、しかも自由炭価というものは、需給によつて左右されるものでございまして、この統制炭価時代のように、十六円十一銭全国一律というふうな考えだけでは、とうてい参らないだらうと思つたのでございまして、とにかくその一部を負担するということについては、精神的

○藤江公通人 次は特別炭害関係炭鉱代表の北九州石炭株式会社社長、藤江正泰さん。

特別炭害のよつてもつて発生いたしました原因が、戦時中における國の要請による非常強制採炭の結果であり、かつ炭害の現状の悲惨なるは周知の事実であります。この点は過日來衆参兩院の代表の方が実地御視察くださいましたので、とくと御承知のことでありまして、またこれらの点については先刻九州の石炭炭業協会会長並びにその

特別炭害のよつてもつて発生いたしました原因が、戦時中における國の要請による非常強制採炭の結果であり、かつ炭害の現状の悲惨なるは周知の事実であります。この点は過日來衆参兩院の代表の方が実地御視察くださいましたので、とくと御承知のことでありまして、またこれらの点については先刻九州の石炭炭業協会会長並びにその

特別炭害のよつてもつて発生いたしました原因が、戦時中における國の要請による非常強制採炭の結果であり、かつ炭害の現状の悲惨なるは周知の事実であります。この点は過日來衆参兩院の代表の方が実地御視察くださいましたので、とくと御承知のことでありまして、またこれらの点については先刻九州の石炭炭業協会会長並びにその

特別炭害のよつてもつて発生いたしました原因が、戦時中における國の要請による非常強制採炭の結果であり、かつ炭害の現状の悲惨なるは周知の事実であります。この点は過日來衆参兩院の代表の方が実地御視察くださいましたので、とくと御承知のことでありまして、またこれらの点については先刻九州の石炭炭業協会会長並びにその

ずかり知らないところであらうと思ひます。それとそれといたしましたが、日本の今日の鉱業法はまだかわつておりませんので、現在の鉱業法によりますれば、その第五章の鉱害賠償の規定によりまして、二つ以上の炭鉱が採掘をして鉱害が発生したという場合には、連帯してその鉱害の賠償の責を負う、もしそのいづれかはつきりしないというような場合におきましても、連帯で賠償の責を負うということになつておるわけであります。たゞ／＼二つくらいならともかくといたしまして、

も、おもに北九州の工業地帯の間に分布する。田区域におきましては、一つ二つの炭鉱が相鉦ではございませぬ、数多い炭鉱が相鉦として作業をしておるといふ場合、これは必ずしも北九州には限らぬと思ひますが、一例をあげて申し上げますならば、個々の炭鉱が探掘して鉦害ができて来る、そうするとその個々の鉦害がおの／＼みな被害を及ぼす。小区域であれば大した問題にならぬけれども、域でありますが、これが広い範囲にそれぞれの炭鉱がみな鉦害を引起すというふうなことになるますと、勢いこの鉦害が発展いたしました、総合的な鉦害現象を呈する。しかもそれがきわめて重

大な社会問題にまで発展するといふやうなことは、私も三十年炭鉱の石炭を掘る実務に携わつて来ておる探炭技術者としても、きわめて明確に想像し得るのでございます。はたしてそういふ現象が起つた場合、いづれがいかにしてかかる総合鉱害の賠償の責を負ふかといふやうな問題は、きわめて軍士でもあり、きわめて困難な問題に発展する可能性があると考えるのでござります。先ほど来被害者の真剣なる実情

の御報告もございましたが、それを承
つておりまする際にも、ただいま私の
申し上げましたようなことが、あるい
は特別被害というように考えるに考
えられておられるのではないかと考
えられます。はたしてそうしたこと
に相なりませうか、一体何だろ
うかと考へます。これは私としては
現在の飲炭法の不備なるがゆえに、
あるいはまた今日の行政措置の手
違ひのため、こういうことになつて
来たといふふうにも考へらるるの
でございませう。はたしてそう
であるとするならば、この復旧に
対しては、もちろん政府並びに地
方公共団体、かつまたこの関係
炭鉱が、相協力いたしまして、戦
時補償打切り云々とはまったく切
離して、将来をおもひばかり、こ
こに根本的な対策を立てて復旧に
努力することこそが、お互いの責
任であり、また義務でもある、こ
う考へるのでございませう。

最後に重ねて申し上げますが、わ
れ全国の業者は、協会の決議に基
いた三分の二回、三分の一関係炭
負担という考え方を堅持しておるわ
けでございます。どうか委員会各位
におかれましては、いさしくも国
法で定められた以上、厳正公平に
して過ちなからしめるよう御配慮
願はんことを、この席から再び重
ねてお願いいたす次第でございま
す。

○炭谷委員長代理 次は特別被害関係
炭鉱代表の、日本炭鉱労働組合福
岡地方協議会生産部長漆原光國君。
○漆原公進人 私は日本炭鉱労働組
合福岡地方協議会の漆原でございます。
特別被害炭鉱の労働組合の代表とし
て、法案に対する意見を述べたいと思
います。

この法案の目的については、われ
れの組織としてはまったく賛成な
のであります。先般来調査団の方が
被害地区を御調査になり、被害の
状況はつづさに御存じのことと思
います。今日は被害当事者の代表
の方たちから、詳しくその被害状
況が報告されて、議員諸氏には
すでに十分の御認識があられるこ
とと思ひますが、何しろわれわれ
は直接この石炭を掘つており、
被害を出したという責任の一端
を感じておるものであり、従つて
社会的な考え方の上からも、これ
を復旧しなければならぬという責
任感の強いものがあることを、御
推察願ひたいと思ひます。われ
れは公共福祉の立場から、狭くな
つた日本の国土の中で、これをい
かに有意義に活用するかという
考えの上からしても、早急にこれ
を復旧しなければならぬという意
向に對しては、まったく賛成する
ものであります。

次に法案の細部にわたつてであ
りますが、第三條関係について一
点意見を申し上げたいと思ひま
す。この中で問題になることは、
特別被害と一般炭負の分離につ
いてだと思ひます。われわれの
考え方としては、特別被害を復
旧するといふ名目によつて、一般
炭負の復旧を便乗させることは、
厳に避けるべきことである。従
つて特別被害と一般炭負の認定
はこれを明確にやる。査定を
した上で定めなければならぬと考
へておるのであります。従つて
法案に盛り込んでおられます特別
被害対策審議会を十分活用さ
せるべく法案を組まなければなら
ないのではないかと考へるわけ
であります。具体的に申し上げます
れば、被害対策審議会には各層の
代表者を網羅しまして、社会的に
見ても疑惑のないような査定がな
されるような機関にしてもらいた
い、こう考へるわけでありま
す。そうしたことによりまして、
特別被害を復旧するという精神を
生かして行きたいと考へる次第
であります。

次は同じ第三條であります。第
三條第一項第二号に「国の増産」
によつて云々ということが強く主
張されております。この件につ
いては、期間のみで特別被害の
発生を定めるといふことは矛盾
があるのではないかと考へるの
であります。少くとも第三條の
第一項第二号の精神を生かした
條件を含んだ特別被害の認定期
間を定めてもらいたいと思ひま
す。

問題の根柢になるのは第二十二
條関係かと思ひます。これは各
層代表の方から申されました
ごとく、まったく国に負担し
てもらわなければならぬ性質の
ものであると考へます。従つて
全額国庫負担を要求する次第で
ありますが、どうしても国庫負
担はできないという理由で、法
案が通過しないような場合は、
二十二條に考へてある趣旨に
賛成するものであります。しか
しながらいふまでもなく、基本
的には、あくまで国が負担すべ
きであるという考へ方にとつて
いることを、御認識願ひたい
と思ひます。従つてこの炭負復
旧の基本問題に際し、労働者の
労働條件の負担問題に際し、た
だちに労働者の労働条件の負担
を考へておいてはだきだきと思
ひます。プール負担を否定され
ても、加害炭鉱のみにかけると
いふ場合にも、影響があるとい
ふことを考へるべきでありま
す。あくまでも国が負担すべき
であるという基本精神に立つて
御努力願ひたい。

附則の第二項の復旧の期間であ
りますが、特別被害復旧は、五
年などという期限を切らずに、
技術、資力の配分を考へて可
及的すみやかにやつていただき
たい。重ねて申し上げますが、
石炭を掘るにつれて、一村の八
割にも及ぶ不毛田をつくつたこ
とに對し、われわれとして、こ
れを何らかの方法によつて、す
みやかに復旧してやらなければ
ならぬ社会的義務みたいなもの
を痛切に感じておるので、そう
いう精神をくまひつて、この
法案を御審議され、ぜひとも
今議会には通過させるよう、お
願ひしてやまない次第でありま
す。

○炭谷委員長代理 次は一般炭
負代表の、日本炭鉱労働組合北
海道地方協議会の生産部長を
してあります吉光さん。
○吉光公進人 私はただいま御
紹介にあずかりました日本炭
鉱労働組合北海道地方協議会
の生産部長をしてあります吉
光でございます。本問題につ
きましては、午前中より諸君の
方がいろいろと現地の模様ま
たはかくあるべきだといふ
ふうなことを述べられてお
りますので、私は時間的に集
約いたしまして、要点を申し上
げます。

皆さんもすでにそこに掲げられ
ました二十八枚にわたる写真に
よりまして、現地の模様は、逐
次皆様の胸のうちにひそめられ
てゐるものと思ひます。この写
真を見ましたら、また本日諸
氏の公述をお聞きいたしました
ところ、こゝろに悲惨な状態が
起つたことにつきましては、非
常に遺憾に感ずる次第であり
ます。さてこの問題をいかよう
に解決するかということが、奥
にわれわれ日本人に課せられた
ところの使命だと思ひます。従
つて各氏から、あるいは一つの
総合的なプール計算であ

かいうような御意見が出てお
ります。私はかかる状態は、先
ほど九州の方でも加害炭鉱は、
われわれ業者が加害したもので
はない、政府自らの命令によ
つてなされたものであるがゆ
えに、加害者は政府であるとい
ふふうなことを申されてお
りましたが、私もかように考
へる一人であります。であり
ますがゆえに石炭業者のみ加
害の責任を負わせることにつ
いては、私は考え直さなければ
ならぬのではないかと考へる
ところの一人であります。な
ぜならば、現在日本の再建は
石炭の過去における傾斜生産
という建前から、石炭に重点
を置いてすべての方針が立て
られて来たのであります。しか
し、現実に石炭の姿を見ても、
やはり日本の基礎産業なる
ものは、石炭以外にはないと思
ひます。しかしながら石炭業
者のみこの状態を押しつけて
行つたならば、石炭業者は復
興どころでなく、再びこ
ういふ状態を重ねて行かざる
を得ないではないかと、私は
考へるのであります。従つて
この状態を早急に復興する
ことは——本法案においても
五箇年ということが言われて
おられますが、私は五箇年では
なく、さらに短期間に——日
本の経済を建直し、民生の安
定を確立するために、二年な
り三年なりの間に、早急に
やるべきところの国民の一大
努力が、必要ではないかと考
へるのであります。であります
がゆえに、石炭業者のみによ
つてプール計算をすることは、
考へ方においては一応、そう
いふことにも考へられよう
と思ひますが、しかしこの石
炭業者のみ課せられた一ト
ン二十円という考へ方、こ
れは一つの総合的なプール計
算であ

つて、相互扶助の考え方でありますから、この相互扶助の考え方を広めて、これは石炭業者にのみ課せられた問題ではない、炭鉱労働者だけに課せられた問題ではなくて、日本国民八千万の同胞が相寄つて、責任を持つて復興しなければならぬという見地において、私は国庫負担を主張するものであります。でありますがゆえに、この法案については、私は五箇年ではなく、さらに短期間において日本の民生の安定、経済の確立のために、解決しなければならぬお互いの義務があるのではないかと考えるのであります。たいへん同じようなことを申し上げましたが、私の主張する点は、国庫負担として、これを全面的に行うべきこと、しかも短時間のうちに復興せなければならぬということであります。たくさん申し上げたい点がありますが、前者において種々な角度から主張されておりますので、この点は私は省きたいと思ひます。私の結論は、総合的な考え方をさらに大きく広げて行つて、これを国庫負担とすべきこと、五箇年でなく、さらに短時間において復興すべきであるということをおは主張いたしましたして、公述を終わります。

○澁谷委員長代理 これにて本日予定の公述人全部の御発言は終わりました。公述人各位におかれましては御多忙中のところ、貴重なる御時間をおさきくださいますして、御出席くださいますして、それにお立場から熱心に御意見を述べくださいますして、ここに委員会を代表し、私より厚くお礼を申し上げます。各位の貴重な御意見は、必ずや本委員会の本案審議の上に、よき参考と相なることと思われまふ。なお

明日は学識経験者及び一般合計八名の公述人の方々より、御意見を伺うことに相なつております。今日御発言のお済みになりました各位も、明日もう一日御出席を願ひまして、委員よりの御質疑にお答えを願ひたいと存じます。本日は長時間はわたりましてたいへん御苦勞までございました。明日はこれにて散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。明日は午前四時七分散会

昭和二十五年三月一日印刷

昭和二十五年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所